

商 標 法

1949. 11. 28 法律第 71 号	1995. 1. 5 法律第 4895 号	2008. 12. 26 法律第 9230 号
1958. 3. 11 法律第 408 号	1995. 12. 29 法律第 5083 号	2009. 05. 21 法律第 9678 号
1963. 3. 5 法律第 1295 号	1997. 4. 10 法律第 5329 号	2010. 01. 27 法律第 9987 号
1973. 2. 8 法律第 2506 号	(特許法律中改正法律)	2010. 02. 04 法律第 10012 号
1973. 12. 31 法律第 2659 号	1997. 8. 22 法律第 5355 号	2010. 06. 08 法律第 10358 号
1976. 12. 31 法律第 2957 号	1998. 9. 23 法律第 5576 号	2011. 06. 30 法律第 10811 号
(政府組織法中改正法律)	(特許法律中改正法律)	2011. 12. 02 法律第 11113 号
1980. 12. 31 法律第 3326 号	2001. 2. 3 法律第 6414 号	2012. 06. 01 法律第 11458 号
1986. 12. 31 法律第 3892 号	2002. 1. 26 法律第 6626 号	他法改正 2013. 03. 23 法律第 11690 号
1990. 1. 13 法律第 4210 号	2002. 12. 11 法律第 6765 号	一部改正 2013. 04. 05 法律第 11747 号
[全文改正]	2004. 12. 31 法律第 7290 号	他法改正 2013. 07. 30 法律第 11962 号
1993. 3. 6 法律第 4541 号	2007. 01. 03 法律第 8190 号	一部改正 2014. 06. 11 法律第 12751 号
(政府組織法中改正法律)	2007. 05. 17 法律第 8458 号	一部改正 2016. 01. 27 法律第 13848 号
1993. 12. 10 法律第 4597 号	2008. 02. 29 法律第 8852 号	

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) 本法は、商標を保護することにより商標使用者の業務上の信用維持を図り産業発展に貢献すると共に、需要者の利益を保護することを目的とする。

第 2 条(定義) ①本法で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. “商標”とは、商品を生産・加工又は販売することを業として営為する者が自己の業務に関連した商品を他人の商品と識別されるようにするために使用する次の各目のいずれか 1 つに該当するもの(以下、“標章”という。)をいう。

ア. 記号・文字・図形、立体的形状又はこれらを結合するかこれらに色彩を結合したもの

イ. 異なるものと結合しない色彩又は色彩の組合、ホログラム、動作又はその他に視覚的に認識することができるもの

ウ. 音・におい等視覚的に認識することができないもののうち、記号・文字・図形又はその他の視覚的な方法で写実的に表現したもの

2. “サービス標”とは、サービス業を営為する者が自己のサービス業を他人のサービス業と識別されるようにするために使用する標章をいう。

3. “団体標章”とは、商品を生産・製造・加工または販売すること等を業として営為する者、またはサービス業を営為する者が共同で設立した法人が、直接使用するか、またはその監督下にある所属団体に自己の営業に関する商品またはサービス業に使用させるための標章を言う。

3の2. “地理的表示”とは商品の特定品質・名声またはその他の特性が本質的に特定地域によるのもである場合に、その地域で生産・製造または加工された商品であることを現わす表示をいう。

3の3. “同音異義語地理的表示”とは、同一の商品に対する地理的表示において、他人の地理的表示と発は同一であるが、該当地域が違う地理的表示をいう。

3の4. “地理的表示団体標章”とは、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造または加工することを業として営為する者のみで構成された法人が、直接使用するか、またはその監督下にある所属団体に自己の営業に関する商品に使用させるための団体標章をいう。

4. “証明標章”とは、商品やサービス業の品質、原産地、生産方法やその他の特性の証明を業とする者が、商品の生産・製造・加工又は販売を業とする者の商品やサービス業を営為する者のサービス業が決められた品質、原産地、生産方法やその他の特性を満たすことを証明するのに使用するようにするための標章をいう。

4の2. “地理的表示証明標章”とは、商品の品質、原産地、生産方法やその他の特性の証明を業とする者が、商品の生産・製造又は加工を業とする者の商品が決められた地理的特性を満たすことを証明するのに使用するようにするための地理的表示からなった証明標章をいう。

5. “業務標章”とは、営利を目的としない業務を営為する者がその業務を表象するために使用する標章をいう。

6. “登録商標”とは、商標登録を受けた商標をいう。

7. “商標の使用”とは、次の各目の1に該当する行為をいう。

ア. 商品又は商品の包装に商標を表示する行為

イ. 商品又は商品の包装に商標を表示したものを譲渡又は引き渡すかその目的で展示・輸出又は輸入する行為

ウ. 商品に関する広告・定価表・取引書類・看板又は標札に商標を表示し展示又は頒布する行為

②第1項第7号ア目からウ目までの規定による商品、商品の包装、広告、看板又は標札に商標を表示する行為には、商品、商品の包装、広告、看板又は標札を標章の形状や音又はにおいを含む。

③サービス標・団体標章・証明標章及び業務標章に関しては、本法で特別に規定したものを除いては本法中の商標に関する規定を適用する。

④地理的表示証明標章に関しては、この法で特別に規定したものを除きこの法中地理的表示団体標章に関する規定を適用する。

第3条(商標登録を受けることができる者) 国内で商標を使用する者又は使用しようとする者は、自己の商標の登録を受けることができる。但し、特許庁職員及び特許審判院職員は相続又は遺贈の場合を除いては、在職中商標の登録を受けることができない。

第3条の2(団体標章の登録を受けることができる者) 商品を生産・製造・加工または販売すること等を業として営為する者、またはサービス業を営為する者が共同で設立した法人(地理的表示団体標章の場合にはその地

理的表示を使用できる商品を生産・製造または加工することを業として営為する者のみで構成された法人に限る)は、自己の団体標章の登録を受けることができる。

[本条新設 2004. 12. 31]

第3条の3(証明標章の登録を受けることができる者) ①商品やサービス業の品質、原産地、生産方法やその他の特性を業として証明し管理することができる者は、商品の生産・製造・加工又は販売を業とする者やサービス業を営為する者が営業に関する商品やサービス業が定められた品質、原産地、生産方法やその他の特性を満たすことを証明するのに使用するようになるために証明標章の登録を受けることができる。ただし、自己の営業に関する商品やサービス業に使用しようとする場合には、証明標章の登録を受けることができない。

②第1項にかかわらず商標・サービス標・団体標章・業務標章登録出願人又は商標・サービス標・団体標章・業務標章登録を受けた者は、その出願商標・サービス標・団体標章・業務標章又は登録商標・サービス標・団体標章・業務標章が同じか類似の標章をその指定商品・サービス業が同じか類似の商品・サービス業に対して証明標章として登録を受けることができない。

③証明標章登録出願人又は証明標章の登録を受けた者は、その証明標章が同じか類似の標章をその指定商品・サービス業が同じか類似の商品・サービス業に対して商標・サービス標・団体標章・業務標章登録を受けることができない。

第4条(業務標章の登録を受けることができる者) 国内で営利を目的としない業務を営為する者は、自己の業務標章の登録を受けることができる。

第5条(未成年者等の行為能力) ①未成年者・被限定後見人又は被成年後見人は、法定代理人によらなければ商標に関する出願・請求、その他の手続き(以下“商標に関する手続き”という)をすることができない。ただし、未成年者と被限定後見人が独立して法律行為ができる場合には、この限りでない。

②第1項の法定代理人は、後見監督人の同意なしに相手方が請求した商標登録異議申立・審判又は再審に対する手続きをすることができる。

第5条の2(法人ではない社団等) 法人ではない社団又は財団であって代表者又は管理人が定められている場合には、その社団又は財団の名前で商標登録異議申立人、審判の請求人及び被請求人又は再審の請求人及び被請求人になることができる。

第5条の3(在外者の商標管理人) ①国内に住所又は営業所がない者(以下“在外者”という)は、在外者(法人の場合にはその代表者)が国内に滞在する場合を除いては、その在外者の商標に関する代理人として国内に住所又は営業所がある者(以下“商標管理人”という)によらなければ商標に関する手続きをしたりこの法又はこの法による命令に従って行政庁がした処分に対して訴を提起することができない。

②商標管理人は、委任された権限の範囲で商標に関する手続き及びこの法又はこの法による命令に従って行政庁がした処分に関する訴訟について本人を代理する。

第5条の4(代理権の範囲) 国内に住所又は営業所がある者から商標に関する手続きをすることの委任を受けた代理

人(商標管理人を含む。以下同じ)は、特別に権限を委任受けなければ次に各号に該当する行為をすることができない。

1. 第 19 条による出願の変更
2. 商標登録出願の放棄又は取下げ
3. 商標権の存続期間更新登録申請、指定商品の追加登録出願又は商品分類転換登録申請の取下げ
4. 商標権の放棄
5. 申請の取下げ
6. 請求の取下げ
7. 第 70 条の 2 又は第 70 条の 3 による審判請求
8. 複代理人の選任

第 5 条の 5(代理権の証明) 商標に関する手続きをする者の代理人の代理権は、書面で証明しなければならない。

第 5 条の 6(行為能力等の欠如に対する追認) 行為能力又は法定代理権がないか商標に関する手続きをするのに必要な権限の委任が欠如した者のした手続きは、補正された当事者や法定代理人の追認があれば行為時に溯及してその効力が発生する。

第 5 条の 7(代理権の不消滅) 商標に関する手続きをする者の委任によつた代理人の代理権は、次の各号の事由で消滅しない。

1. 本人の死亡や行為能力の喪失
2. 本人である法人の合併による消滅
3. 本人である受託者の信託任務の終了
4. 法定代理人の死亡や行為能力の喪失
5. 法定代理人の代理権の消滅や変更

第 5 条の 8(個別代理) 商標に関する手続きをする者の代理人が 2 人以上であれば、特許庁長又は特許審判院長に対してそれぞれの代理人が本人を代理する。

第 5 条の 9(代理人の改任等) ①特許庁長又は審判長は、商標に関する手続きをする者がその手続きを円滑に遂行することができないか口述審理で述べる能力がないと認められる等その手続きをするのに適当ではないと認められれば、代理人によってその手続きをするように命ずることができる。

②特許庁長又は審判長は、商標に関する手続きをする者の代理人がその手続きを円滑に遂行することができないか口述審理で述べる能力がないと認められる等その手続きをするのに適当ではないと認められれば、その代理人を変えることを命ずることができる。

③ 特許庁長又は審判長は、第 1 項及び第 2 項の場合に弁理士をして代理するようにすることを命ずることができる。

④ 特許庁長又は審判長は、第 1 項又は第 2 項によって命令をした後、第 1 項又は第 2 項による代理人の選任又は改任前に第 1 項の商標に関する手続きをする者又は第 2 項の代理人が特許庁長又は特許審判院長に対してした商標に関する手続きの全部又は一部を無効とすることができる。

第5条の10(複数当事者の代表) ①2人以上が共同で商標登録出願又は審判請求をし、その出願又は審判に係る手続きをするときには、次の各号のいずれか一つに該当する事項を除いては各自が全員を代表する。ただし、代表者を選定して特許庁長又は特許審判院長に申告すればその代表者が全員を代表する。

1. 第19条による出願の変更
2. 商標登録出願の放棄又は取下げ
3. 商標権の存続期間の更新登録申請、指定商品追加登録出願又は商品分類転換登録申請の取下げ
4. 申請の取下げ
5. 請求の取下げ
6. 第70条の2又は第70条の3による審判請求

②第1項ただし書きによって申告した時には、代表者として選任された事実を書面で証明しなければならない。

第5条の11(「民事訴訟法」の準用) この法で代理人に関して特別な規定があるものを除いては、「民事訴訟法」第1編第2章第4節を準用する。

第5条の12(在外者の裁判管轄) 在外者の商標権又は商標に関する権利に関して商標管理人がいればその商標管理人の住所又は営業所を、商標管理人がいなければ特許庁所在地を「民事訴訟法」第11条による財産所在地とみる。

第5条の13(期間の計算) この法又はこの法による命令による期間の計算は、次の各号による。

1. 期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まる時には、この限りでない。
2. 期間を月又は年間で定めた時には暦によって計算する。
3. 月又は年の最初から期間を起算しない時には、最後の月又は年間でその起算日に該当する日の前日で期間が満了する。ただし、月又は年で定めた場合に最後の月に該当日がなければ、その月の末日で期間が満了する。
4. 商標に関する手続きにおいて期間の末日が祝日(土曜日及び「勤労者の日制定に関する法律」による勤労者の日を含む)に該当すれば、期間はその翌日に満了する。

第5条の14(期間の延長等) ①特許庁長又は特許審判院長は、交通が不便な地域にいる者のために請求によって又は職権で第26条による商標登録異議申立理由等の補正期間、第70条の2又は第70条の3による審判の請求期間を延長することができる。

②特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官は、この法によって商標に関する手続きをする期間を定めたときには、請求によってその期間を短縮又は延長するか職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長等は該当手続きの利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮又は延長の可否を決定しなければならない。

③ 審判長又は審査官は、この法によって商標に関する手続きをする期日を定めた時には、請求によって又は職権でその期日を変更することができる。

第5条の15(手続きの無効) ①特許庁長又は特許審判院長は、第13条による補正命令を受けた者が指定された期間以内にその補正をしなれば、商標に関する手続きを無効とすることができる。

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項によって商標に関する手続きが無効になった場合であって、指定された期間を守ることができなかったことが補正命令を受けた者が責任を負うことができない事由によるものと認められれば、

その事由が消滅した日から14日以内に補正命令を受けた者の請求によってその無効処分を取り消すことができる。ただし、指定された期間の満了日から1年が過ぎた時には、この限りでない。

③ 特許庁長又は特許審判院長は、第1項による無効処分又は第2項本文による無効処分の取消し処分をするときには、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

第5条の16(手続きの追後補完) 商標に関する手続きをした者が責任を負うことができない事由によって第70条の2又は第70条の3による審判の請求期間、第84条の2第1項による再審の請求期間を守ることができないときには、その事由が消滅した日から14日以内に守ることができなかった手続きを追後補完することができる。ただし、その期間の満了日から1年が過ぎた時には、この限りでない。

第5条の17(手続きの効力の承継) 商標権又は商標に関する権利に関してした手続きの効力は、その商標権又は商標に関する権利の承継人に及ぶ。

第5条の18(手続きの続行) 特許庁長又は審判長は、商標に関する手続きが特許庁又は特許審判院に係属中に商標権又は商標に関する権利が移転されたら、その商標権又は商標に関する権利の承継人に対してその手続きを続行させることができる。

第5条の19(手続きの中断) 商標に関する手続きが次の各号のいずれか一つに該当する場合には、特許庁又は特許審判院に係属中の手続きは中断される。ただし、手続きをすることの委任を受けた代理人がいれば、この限りでない。

1. 当事者が死亡した場合
2. 当事者である法人が合併によって消滅した場合
3. 当事者が手続きをする能力を喪失した場合
4. 当事者の法定代理人が死亡するか、その代理権を喪失した場合
5. 当事者の信託による受託者の任務が終わった場合
6. 第5条の10第1項ただし書きによる代表者が死亡するか、その資格を喪失した場合
7. 破産管財人等一定の資格によって自己の名前で他の人のために当事者になった者がその資格を失うか、死亡した場合

第5条の20(中断された手続きの受継ぎ) 第5条の19によって特許庁又は特許審判院に係属中の手続きが中断された時には、次の各号のいずれか一つに該当する者がその手続きを引継がなければならない。

1. 第5条の19第1号の場合には、その相続人・相続財産管理人又は法律によって手続きを続行する者。ただし、相続人は相続を放棄することができる時までその手続きを引き継ぐことができない。
2. 第5条の19第2号の場合には、合併によって設立されるか、合併後存続する法人
3. 第5条の19第3号及び第4号の場合には、手続きをする能力を回復した当事者又は法定代理人になった者
4. 第5条の19第5号の場合には、新しい受託者
5. 第5条の19第6号の場合には、新しい代表者又は各当事者
6. 第5条の19第7号の場合には、同じ資格を有する者

第5条の21(受継ぎ申請) ①第5条の19によって中断された手続きに関する受継ぎ申請は、第5条の20各号に規定された者及び相手方もすることができる。

②特許庁長又は審判長は、第5条の19によって中断された手続きに関する受継ぎ申請がある時には、これを相手方に知らせなければならない。

③ 特許庁長又は審判官は、第5条の19によって中断された手続きに関する受継ぎ申請に対して職権で調査して理由がないと認めた時には、決定で棄却しなければならない。

④ 特許庁長又は審判官は、決定又は審決の謄本を送達した後に中断された手続きに関する受継ぎ申請に対しては、受継ぐようにするの可否を決めなければならない。

⑤ 特許庁長又は審判官は、第5条の20に規定された者が中断された手続きを引き継がなければ、職権で期間を定めて受継ぎを命じなければならない。

⑥ 第5項による期間以内に引き継がなければ、その期間が満了する日の翌日に引き継いだものとみる。

⑦ 特許庁長又は審判長は、第6項によって受継ぎがあるものとみた場合には、これを当事者に知らせなければならない。

第5条の22(手続きの中止) ①特許庁長又は審判官が天災地変やその他に不可避な事由によってその職務を行うことができない時には、特許庁又は特許審判院に係属中の手続きは、その事由がなくなるまで中止される。

②当事者に一定しない期間特許庁又は特許審判院に係属中の手続きを続行することができない障害事由が生じた場合には、特許庁長又は審判官は、決定でその手続きの中止を命ずることができる。

③ 特許庁長又は審判官は、第2項による決定を取り消すことができる。

④ 第1項及び第2項による中止又は第3項による取消しをした時には、特許庁長又は審判長は、これをそれぞれ当事者に知らせなければならない。

第5条の23(中断又は中止の効果) 商標に関する手続きが中断されるか中止された場合には、その期間の進行は停止され、その手続きの受継ぎ通知をするかその手続きを続行した時から全体期間が新たに進行される。

第5条の24(外国人の権利能力) 在外者のうち外国人は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除いて商標権又は商標に関する権利を享有することができない。

1. その者が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件で商標権又は商標に関する権利の享有を認める場合

2. 大韓民国がその外国人に対して商標権又は商標に関する権利の享有を認める場合には、その者が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件で商標権又は商標に関する権利の享有を認める場合

3. 条約及びこれに準ずるもの(以下“条約”という)によって商標権又は商標に関する権利の享有を認める場合

第5条の25(書類提出の効力発生時期) ①この法又はこの法による命令に従って特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類(物を含む。以下この条で同じ)は、特許庁長又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

②第1項の出願書・請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合に、郵便物の通信

日付印で表示された日が明らかな場合にはその表示された日、その表示された日が不明な場合には郵便物の受領証によって証明された日に、特許庁長又は特許審判院長に到達したものとみる。ただし、商標権及び商標に関する権利の登録申請書類と「標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書」(以下“議定書”という)第2条(2)による国際出願(以下“国際出願”という)に関する書類を郵便で提出する場合には、この限りでない。

③ 第1項及び第2項に規定されたもの以外の郵便物の遅延、郵便物の亡失及び郵便業務の中断による書類提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第5条の26(固有番号の記載) ①商標に関する手続きをする者のうち産業通商資源部令で定める者は、特許庁長又は特許審判院長に自己の固有番号の付与を申請しなければならない。

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項による申請がある場合に申請者の固有番号を付与しこれを知らせなければならない。

③ 特許庁長又は特許審判院長は、第1項によって固有番号の付与申請をしない者に対しては職権で固有番号を付与してこれを知らせなければならない。

④ 第2項又は第3項によって固有番号の付与を受けた者が商標に関する手続きをする場合には、産業通商資源部令で定める書類に自身の固有番号を書かなければならない。この場合、該当書類に住所(法人の場合には営業所の所在地)を書かないことができる。

⑤ 商標に関する手続きをする者の代理人に関しては、第1項から第4項までの規定を準用する。

⑥ 固有番号の付与申請、固有番号の付与及び通知、その他に固有番号に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第5条の27(電子文書による商標に関する手続きの遂行) ①商標に関する手続きをする者は、この法によって特許庁長又は特許審判院長に提出する商標登録出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化し、これを情報通信網を利用して提出するかフロッピー又は光ディスク等電子的記録媒体に収録して提出することができる。

②第1項によって提出された電子文書は、この法によって提出された書類と同じ効力を持つ。

③ 第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、該当文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認した時に、特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組職のファイルに記録された内容で受付されたものとみる。

④ 第1項によって電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法、その他に電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第5条の28(電子文書利用申告及び電子署名) ①電子文書によって商標に関する手続きをしようとする者は、あらかじめ特許庁長又は特許審判院長に電子文書利用申告をしなければならず、特許庁長又は特許審判院長に提出する電子文書に提出人を識別することができるように電子署名をしなければならない。

②第5条の27によって提出された電子文書は、第1項による電子署名をした者が提出したものとみる。

③ 第1項による電子文書利用申告手続き及び電子署名方法等に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第5条の29(情報通信網を利用した通知等の遂行) ①特許庁長・特許審判院長・審判長・審判官・審査長又は審査官

は、第5条の28第1項によって電子文書利用申告をした者に書類の通知及び送達(以下“通知等”という)をしようとする場合には、情報通信網を利用してすることができる。

②第1項によって情報通信網を利用してした書類の通知等は、書面にしたものと同一の効力を持つ。

③第1項による書類の通知等は、該当通知等を受ける者が使用する電算情報処理組織のファイルに記録された時に、特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容として到達したものとみる。

④第1項によって情報通信網を利用して行う通知等の種類・方法等に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第2章 商標登録要件及び商標登録出願

第6条(商標登録の要件) ①次の各号の1に該当する商標を除いては、商標登録を受けることができる。

1. その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
2. その商品に対して慣用する商標
3. その商品に産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む。)・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
4. 顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる商標
5. ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
6. 簡単でありふれた標章のみからなる商標
7. 第1号乃至第6号以外に需要者が誰の業務に関連した商品を表示するのかが識別することができない商標

②第1項第3号から第6号までに該当する商標であっても第9条の規定による商標登録出願前からその商標を使用した結果、需要者間に特定者の商品に関する出所を表示することにより識別できる場合にはその商標を使用した商品に限定して商標登録を受けることができる。

③第1項第3号(産地に限る)または第4号の規定に該当する標章であっても、その標章が特定商品に対する地理的表示である場合には、その地理的表示を使用した商品を指定商品(第10条第1項及び第47条第2項第3号の規定により指定した商品及び追加で指定した商品のことをいう。以下同じ)として地理的表示団体標章登録を受けることができる。

第7条(商標登録を受けることができない商標) ①次の各号のいずれか一つに該当する商標は、第6条にかかわらず商標登録を受けることができない。

1. 大韓民国の国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、大韓民国または公共機関の監督用や証明用印章または記号と同一であるかこれと類似の商標

1の2. 「工業所有権の保護のためのパリ協約」(以下“パリ協約”という)同盟国、世界貿易機構会員国または「商標法条約」締約国(以下この項で“同盟国等”という)の国旗と同一であるかこれと類似の商標

1の3. 国際赤十字、国際オリンピック委員会または著名な国際機関の名称、略称、標章と同一であるかこれと類似の商標。ただし、国際赤十字、国際オリンピック委員会または著名な国際機関が自己の名称、略称または標章を商標登録出願したときには、この限りでない。

1の4. パリ協約第6条の3により世界的所有権機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、

旗、勲章、褒章、記章または同盟国等が加入した政府間国際機関の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章、記章と同一であるかこれと類似の商標。ただし、同盟国または同盟国等が加入した政府間国際機関が、自己の名称・略称(同盟国等が加入した政府間国際機関に限定する)、標章を商標登録出願した時には、この限りでない。

1の5. パリ協約第6条の3により世界的所有権機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等またはその公共機関の監督用や証明用印章または記号と同一であるか類似の商標であって、その印章または記号が使用されている商品と同一であるか類似の商品に関して使用すること

2. 国家・人種・民族・公共団体・宗教又は著名な故人との関係を虚偽に表示するかこれらを誹謗又は侮辱するかこれらに対して悪い評判を受けさせるおそれがある商標

3. 国家・公共団体又はこれらの機関と公益法人の営利を目的としない業務又は営利を目的としない公益事業を表示する標章として、著名なものと同一又は類似の商標。但し、国家・公共団体又はこれらの機関と公益法人又は公益事業体で自己の標章を商標登録出願したときには、この限りでない。

4. 商標それ自体又は商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味と内容等が一般人の通常的な道德観念である善良な風俗に合わず、又は公共の秩序を害するおそれがある商標

5. 政府が開催するか政府の承認を得て開催する博覧会又は外国政府が開催するか外国政府の承認を得て開催する博覧会の賞牌・賞状又は褒章と同一又は類似の標章がある商標。但し、その賞牌・賞状又は褒章を受けた者が当該博覧会で受賞した商品に関して商標の一部としてその標章を使用したときには、この限りでない。

6. 著名な他人の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称を含む商標。但し、その他人の承諾を受けた場合には、この限りでない。

7. 先出願による他人の登録商標(地理的表示登録団体標章を除く)と同一又は類似の商標として、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標

7の2. 先出願による他人の地理的表示登録団体標章と同一または類似の商標で、その指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標

8. 商標権が消滅した日(登録商標(地理的表示登録団体標章を除く)を無効にするという審決があった場合には、審決確定日をいう)から1年を経過してない他人の登録商標と同一又は類似の商標として、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標

8の2. 地理的表示団体標章権が消滅した日(団体標章登録を無効とするという審決がある場合には、審決確定日をいう)から1年を経過しない他人の地理的表示登録団体標章と同一または類似の商標で、その指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標

9. 他人の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の商標として、その他人の商品と同一又は類似の商品に使用する商標

9の2. 特定地域の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている他人の地理的表示と同一または類似の商標で、その地理的表示を使用する商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標

10. 需要者間に顕著に認識されている他人の商品 あるいは営業と混同を起こさせる恐れがあるか、その識別力または評判を落とす恐れがある商標

11. 商品の品質を誤認させたり需要者を欺瞞するおそれがある商標

12. 国内又は外国の需要者間に特定人の商品を表示するものであると認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の商標として、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を害しようとする等不正な目的を有し使用する方法

12の2. 国内または外国の需要者間に特定地域の商品を表示するものである認識されている地理的表示と同一または類似の商標で、不当な利益を得ようとするか、またはその地理的表示の正当な使用者に損害を加えようとする等、不正な目的を持って使用する商標

13. 商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するのに不可欠な(サービス業の場合にはその利用と目的に不可欠な場合をいう)立体的形状、色彩、色彩の組合、音又はにおいのみからなつた商標

14. 世界貿易機構会員国内の葡萄酒又は蒸留酒の産地に関する地理的表示として構成されたり同表示を含む商標として、葡萄酒・蒸留酒又はこれと類似の商品に使用しようとする商標。但し、地理的表示の正当な使用者がその該当商品を指定商品として第9条第4項よる地理的表示団体標章登録出願をした時には、この限りでない。

15. 「植物新品種保護法」第109条により登録された品種名称と同一であるか類似の商標であつて、その品種名称と同一またはこれと類似の商品に対して使用する商標

16. 「農水産物品質管理法」第32条によつて登録された他人の地理的表示と同一又は類似の商標であつて、その地理的表示を使用する商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標

17. 大韓民国が外国と(両者間又は多者間で締結して発効された自由貿易協定によつて保護する他人の地理的表示と同一もしくは類似の商標、又はその地理的表示で構成され、もしくはその地理的表示を含む商標であつて、該当地理的表示を使用する商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標

18. 同業・雇用等の契約関係や業務上の取引関係またはその他の関係を通じて他人が使用したり使用準備中の商標と知りながらもその商標と同一・類似した商標を同一・類似した商品に登録出願した商標

②第1項第6号・第7号・第7号の2・第8号・第8号の2・第9号・第9号の2及び第10号は、商標登録出願時にこれに該当するものに対して適用する。ただし、商標登録出願人(以下“出願人”という)が該当規定の他人に該当するかは、商標登録決定及び商標登録拒絶決定のいずれか一つに該当する決定(以下“商標登録可否決定”という)時を基準とする。

③第2項本文にかかわらず、第73条第1項第3号を理由とする商標登録取消審判の請求人と出願人が同じで、その取消審判請求日以後に次の各号のいずれか一つに該当する場合に、該当商標登録出願が第1項第7号・第7号の2・第8号又は第8号の2に該当するかは商標登録可否決定時を基準とする。

1. 第43条第2項ただし書きによる期間が過ぎた場合
2. 商標権者が商標権全部又は第59条による指定商品の一部を放棄した場合
3. 第73条第1項第3号による商標登録取消の審決が確定された場合

④第1項第8号及び第8号の2は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には適用しない。

1. 登録商標が商標権が消滅した日から遡及して1年以上使用されていない場合
2. 登録商標が第1項第6号・第9号・第9号の2・第10号・第11号・第12号および第12号の2、第8条又は第73条第1項第7号の規定に違反したことを事由に無効又は取消の審決が確定された後、その正当な出願人が商標登録出願した場合
3. 登録商標に対する商標権の存続期間更新登録申請がされていないまま第43条第2項ただし書きによる6ヶ月の期間が過ぎた後に商標登録出願した場合
4. 第73条第1項第3号による取消審判が請求された登録商標と同じか類似の標章が商標登録出願された場合

5. 削除

⑤第73条第1項第2号・第3号、第5号から第13号までの規定に該当するということを理由に商標登録の取消審判が請求され、その請求日以後に次の各号のいずれか一つに該当することになったときには、商標権者及びその商標を使用した者は、その該当することになった日から3年が経過した後に商標登録出願をしなければ消滅された登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品（地理的表示団体標章の場合は同一又は同一と認識されている商品をいう）に対して商標登録を受けることができない。

1. 存続期間の満了によって商標権が消滅した場合
2. 商標権者が商標権又は指定商品の一部を放棄した場合
3. 商標登録取消しの審決が確定された場合

⑥第1項第7号の2・第8号の2及び第9号の2の規定は、同音異義語地理的表示団体標章の相互間ではこれを適用しない。

第8条(先出願) ①同一又は類似の商品に使用する同一又は類似の商標に関して異なった日に2以上の商標登録出願があるときには、先に出願した者だけがその商標に関して商標登録を受けることができる。

②同一又は類似の商品に使用する同一又は類似の商標に関して同じ日に2以上の商標登録出願があるときには、出願人の協議によって定められた1人の出願人だけがその商標に関して商標登録を受けることができる。協議が成立しなかったり協議をすることができないときには、特許庁長が行う抽選によって決定された1人の出願人だけが商標登録を受けることができる。

③商標登録出願が放棄・取下げ又は無効となったとき又は商標登録拒絶決定若しくは審決が確定されたときには、その商標登録出願は第1項及び第2項の規定を適用するにおいては、最初からなかったものと見なす。

④特許庁長は、第2項の場合には出願人に期間を定めて協議の結果を届け出ることを命じ、その期間内に届け出がないときには第2項の規定による競技は成立されなかったものと見なす。

⑤削除

⑥削除

⑦第1項及び第2項の規定は次の各号の1に該当する場合には、これを適用しない。

1. 同一（同一と認識されている場合を含む）でない商品について同一または類似の標章として2以上の地理的表示団体標章登録出願または地理的表示団体標章登録出願と商標登録出願がある場合
2. 互いに同音異義語地理的表示に該当する標章で、2以上の地理的表示団体標章登録出願がある場合

⑧削除

第9条(商標登録出願) ①商標登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 出願人の氏名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
2. 出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地（代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名）
3. 商標
4. 指定商品及びその類区分
5. 第20条第3項に規定された事項（優先権を主張しようとする場合に限り記載する。）

6.

7. その他産業通商資源部令で定める事項

②商標登録を受けようとする商標が第2条第1項第1号ア目の立体的形状又は同号イ目に該当する標章からなつた商標の場合には、第1項各号の事項の外に産業通商資源部令で定めるところによってその趣旨と説明(立体的形状の場合には説明は除く)を出願書に書かなければならない。

③ 商標登録を受けようとする商標が第2条第1項第1号ウ目に該当する商標の場合には、第1項各号の事項の外に産業通商資源部令で定めるところによってその趣旨と説明及び該当標章を記号・文字・図形やその他の視覚的な方法で写実的で表現したもの(以下“視覚的表現”という)をそれぞれ出願書に書かなければならない。

④団体標章登録を受けようとする者は、第1項各号の事項以外に大統領令が定める団体標章の使用に関する事項を定めた定款を添付した団体標章登録出願書を提出しなければならない。この場合、第2条第1項第3号の4の規定による地理的表示団体標章の登録を受けようとする者は、その趣旨を団体標章登録出願書に記載しなければならず、第2条第1項第3号の2の規定による地理的表示の定義に合致することを立証できる大統領令が定める書類を共に提出しなければならない。

⑤ 証明標章登録を受けようとする者は、第1項各号の事項の外に大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類(法人の場合には定款をいい、法人ではない場合には規約をいう。以下“定款又は規約”という)と、証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法やその他の特性を証明して管理することができることを立証する書類を添付した証明標章登録出願書を提出しなければならない。

⑥業務標章登録を受けようとする者は、第1項各号の事項以外にその業務の経営事実を立証する書面を添付した業務標章登録出願書を提出しなければならない。

第9条の2(出願日の認定等) ①特許庁長は、商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、その商標登録出願に関する出願書が特許庁に到達された日を商標登録出願日と認めなければならない。

1. 商標登録をしようとする旨の表示が明確でない場合

2. 出願人の氏名若しくは名称の記載がなかったり、又はその記載が出願人を特定することができないほど明確でない場合

3. 商標登録出願書に商標登録を受けようとする商標の記載がなかったり、その記載が商標として認識することができないほど鮮明でない場合

3の2. 商標登録出願書に視覚的表現を書かない場合(第2条第1項第1号ウ目の標章のみ該当する)

4. 指定商品の記載がない場合

5. 国語で記載されなかった場合

②特許庁長は、商標登録出願が第1項各号の1に該当する場合には、商標登録を受けようとする者に相当な期間を定めて商標登録出願に対して補完することを命じなければならない。

③第2項の規定による補完命令に従って商標登録出願に対して補完する場合には、手続補完に関する書面(以下、“手続補完書”という。)を提出しなければならない。

④特許庁長は、第2項の規定により補完命令を受けた者が指定期間以内にその補完をした場合には、その手続補完書が特許庁に到達された日を商標登録出願日と認めなければならない。

⑤特許庁長は、第2項の規定によって補完命令を受けた者が指定期間以内にその補完をしなかった場合には、当該商標登録出願は不適合な出願とこれを返還することができる。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 10 条(1 商標 1 出願) ①商標登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令が定める商品類区分に従い 1 又は 2 類区分以上の商品を指定して商標ごとに出願しなければならない。この場合、産業通商資源部令が定めるところに従い一つの出願書に商品とサービス業を同時に指定することができる。

②第 1 項による各商品類区分に属する具体的な商品は、特許庁長が定めて告示する。

③第 1 項の規定による商品類区分は、商品の類似範囲を定めるものではない。

第 11 条

第 12 条(出願の承継及び分割移転等) ①商標登録出願の承継は、相続その他一般承継の場合を除いては出願人名義変更の届け出をしなければその効力が発生しない。

②商標登録出願は、その指定商品ごとに分割して移転することができる。この場合、類似の指定商品は共に移転しなければならない。

③

④商標登録出願の相続その他一般承継がある場合には、承継人は遅滞なくその旨を特許庁長に届け出なければならない。

⑤商標登録出願が共有の場合には、各共有者は他の共有者全員の同意を得なければその持ち分を譲渡することができない。

⑥第 2 項の規定によって分割して移転された商標登録出願は、原商標登録出願をしたときに出願したものとなす。但し、第 20 条第 3 項及び第 4 項又は第 21 条第 2 項の規定を適用するにおいては、この限りでない。

⑦業務標章登録出願は、これを譲渡することができない。但し、その業務と共に譲渡する場合には、この限りでない。

⑧第 7 条第 1 項第 1 号の 3 ただし書、第 1 号の 4 ただし書及び第 3 号ただし書による商標登録出願は、譲渡することができない。ただし、第 7 条第 1 項第 1 号の 3、第 1 号の 4 および第 3 号の名称、略称または標章と関連した業務とともに譲渡する場合には、この限りでない。

⑨団体標章登録出願は、これを移転することができない。但し、法人の合併の場合には特許庁長の許可を受けて移転することができる。

⑩ 証明標章登録出願は、これを移転することができない。ただし、該当証明標章に対して第 3 条の 3 による証明標章の登録を受けることができる者にその業務とともに移転する場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

第 13 条(手続の補正) 特許庁長又は特許審判院長は、商標に関する出願・請求、その他の手続が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、期間を定めて補正を命じなければならない。

1. 第 5 条第 1 項又は第 5 条の 4 に違反した場合
2. 本法又は本法による命令が定める方式に違反した場合
3. 第 37 条の規定によって納付しなければならない手数料を納付しなかった場合

第14条(出願公告決定前の補正) ①出願人は、最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲内で第15条の場合を除いては、その商標登録出願に関する指定商品及び商標を補正することができる。

②第1項による補正は、**商標登録可否決定**の通知書が送達された後にはすることができない。ただし、第70条の2による拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その請求日から30日以内または第81条により準用される**第23条第2項・第4項、第46条の4第2項・第3項又は第48条第2項・第3項**による意見書提出期間内に補正することができる。

第15条(出願公告決定後の補正) 出願人は、第24条による出願公告決定の謄本の送達後に次の各号のいずれか一つに該当すれば、該当号で定める期間以内に最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲で指定商品及び商標を補正することができる。

1. 第23条第2項及び第48条第2項による拒絶理由の通知を受け、その拒絶理由に示された事項に対して補正しようとする場合には意見書提出期間

2. 第25条による商標登録異議申立がある時に、異議申立理由に示された事項に対して補正しようとする場合には、第27条第1項による答弁書提出期間

3. 第23条第1項による商標登録拒絶決定及び第48条第1項による指定商品の追加登録拒絶決定を受け、商標登録拒絶決定及び指定商品の追加登録拒絶決定の理由に示された事項に対して第70条の2による拒絶決定に対する審判を請求した場合には、審判請求日から30日

第16条(出願の要旨変更) ①第14条又は第15条の規定による補正が次の各号の1に該当する場合には、商標登録出願の要旨を変更しないものと見なす。

1. 指定商品の範囲の減縮
2. 誤記の訂正
3. 不明瞭な記載の釈明
4. 商標の附記的な部分の削除

②出願公告決定謄本の送達前にした商標登録出願に関する商標又は指定商品の補正が要旨を変更するものと商標権の設定登録があった後に認められたときには、その商標登録出願はその補正書を提出したときに商標登録出願したものと見なす。

③出願公告決定謄本の送達後にした商標登録出願に関する商標又は指定商品の補正が第15条の規定に違反したものと商標権の設定登録があった後に認められたときには、その商標登録出願はその補正をしなかった商標登録出願に関して商標権が設定登録されたものと見なす。

第17条(補正の却下) ①審査官は、商標登録出願に関して第14条の規定による補正が出願の要旨を変更するものであるときには、決定を持ってその補正を却下しなければならない。

②審査官は、第1項の規定による却下決定があるときには、当該決定謄本の送達があった日から30日を経過するときまでは当該商標登録出願に対する商標登録可否決定をしてはならず、出願公告することを決定する前に第1項の規定による却下決定があるときには出願公告決定もしてはいけない。

③審査官は、出願人が第1項の規定による却下決定に対して第70条の3の規定による補正却下決定に対する審判を請求したときには、その審判の審決が確定されるまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。

④審査官は、商標登録出願に関して第15条の規定による補正が出願の要旨を変更するものであるときには、決定を持ってその補正を却下しなければならない。

⑤第1項及び第4項の規定による却下決定は書面をもってしなければならず、その理由を付さなければならない。

⑥第4項の規定による却下決定に対しては、不服することができない。但し、第70条の2の規定による拒絶決定に対する審判を請求する場合には、この限りでない。

第17条の2(修正定款等の提出) ①団体標章登録出願人は第9条第4項に規定された定款の修正が必要な時には、第14条第2項または第15条による期間内に特許庁長に修正定款を提出することができる。

②証明標章登録出願人は、第9条第5項に規定された定款又は規約の修正が必要な時には、第14条第2項又は第15条による期間以内に特許庁長に修正定款又は修正規約を提出することができる。

[本条新設 2004. 12. 31]

第18条(出願の分割) ①出願人は、2以上の商品を指定商品にして商標登録出願した場合には、第14条及び第15条の規定による補正をすることができる期間内に2以上の商標登録出願に分割することができる。

②第1項の規定により分割された商標登録出願(以下“分割出願”という)がある場合、その分割出願は最初に商標登録出願をしたときに出願したものと見なす。但し、第20条第3項及び第4項又は第21条第2項の規定を適用するにおいては、この限りでない。

第19条(出願の変更) ①次の各号のいずれか一つに該当する出願をした出願人は、これを次の各号のいずれか一つに該当する他の出願に変更することができる。

1. 商標登録出願
2. サービス標登録出願
3. 団体標章登録出願(地理的表示団体標章登録出願を除く)
4. 証明標章登録出願(地理的表示証明標章登録出願を除く)

②指定商品の追加登録出願をした出願人は、商標登録出願に変更することができる。ただし、指定商品の追加登録出願の基礎になった登録商標に対して無効審判または取消審判が請求されるか、またはその登録商標が無効審判、取消審判などで消滅した場合には、この限りでない。

③第1項及び第2項により変更された出願(以下“変更出願”という)がある場合、その変更出願は最初に第1項各号又は第2項の出願をしたときに提出したものとする。但し、第20条第3項・第4項又は第21条第2項を適用する場合には、この限りではない。

④第1項及び第2項による出願の変更は、最初にした第1項各号又は第2項の出願に対する登録可否決定又は審決が確定されたあとはすることができない。

⑤変更出願がある場合には、最初にした第1項各号又は第2項の出願を取下げたものとする。

[全文改正 2007. 01. 03]

第 20 条(条約による優先権の主張) ①条約によって大韓民国国民に商標登録出願に対する優先権を認める当事国国民がその当事国又は他の当事国に商標登録出願をした後、同一な商標を大韓民国に商標登録出願して優先権を主張するときには、第 8 条の規定を適用するにおいてその当事国に出願した日を大韓民国に商標登録出願した日と見なす。大韓民国国民が条約によって大韓民国国民に商標登録出願に対する優先権を認める当事国に商標登録出願した後、同一な商標を大韓民国に商標登録出願した場合にも、また同様である。

②第 1 項の規定によって優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる最初の出願日から 6 ヶ月以内に出願しなければこれを主張することができない。

③第 1 項の規定によって優先権を主張しようとする者は、商標登録出願時に商標登録出願書にその旨、最初に出願した国名及び出願の年月日を記載しなければならない。

④第 3 項の規定によって優先権を主張した者は、最初に出願した国家の政府が認める商標登録出願の年月日を記載した書面・商標及び指定商品の謄本を商標登録出願日から 3 ヶ月以内に特許庁長に提出しなければならない。

⑤第 3 項の規定によって優先権を主張した者が第 4 項の期間内に同項に規定した書類を提出しなかった場合には、その優先権主張は効力を喪失する。

第 21 条(出願時の特例) ①商標登録を受けることができる者が次の各号の 1 の博覧会に出品した商品に使用した商標をその出品した日から 6 ヶ月以内にその商品を指定商品にして商標登録出願をした場合には、当該商標登録出願はその出品をしたときに出願したものと見なす。

1. 政府又は地方自治団体が開催する博覧会
2. 政府又は地方自治団体の承認を得た者が開催する博覧会
3. 政府の承認を得て国外で開催する博覧会
4. 条約の当事国領域内でその政府若しくはその政府から承認を得た者が開催する国際博覧会

②第 1 項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出し、これを証明することができる書類を商標登録出願日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。

第 3 章 審 査

第 22 条(審査官による審査) ①特許庁長は、審査官をして商標登録出願及び商標登録異議申立を審査させる。

②審査官の資格に関して必要な事項は、大統領令で定める。

③誰でもその商標登録出願が第 23 条第 1 項各号の 1 に該当すると認める場合には、その情報を証拠と共に特許庁長に提供することができる。

第 22 条の 2(専門調査機関に対する商標検索の依頼等) ①特許庁長は、商標登録出願の審査において必要であると認める場合には、専門調査機関を指定して商標検索 と商品分類の付与業務を依頼することができる。

②特許庁長は、商標登録出願の審査に関して必要であると認める場合には、関係行政機関若しくは商標に関する知識と経験が豊かな者又は関係人に協力を要請するか意見を聞くことができる。

③特許庁長は農産物品質管理法または「農産物品質管理法」若しくは「水産物品質管理法」による地理的表示登録対象品目に対して地理的表示団体標章が出願された場合、地理的表示の該当可否に関して農林畜産食品部長官または海洋水産部長官の意見を聞かなければならない。

④第1項の規定による専門調査機関の指定基準及び商標検索等の依頼に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 1997. 8. 22]

第22条の3(専門調査機関の指定取消等) ①特許庁長は、第22条の2第1項の規定による専門調査機関が第1号に該当する場合には、専門調査機関の指定を取消さなければならず、第2号に対当する場合にはその指定を取消し、又は6月以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

1. 嘘その他の不正な方法で専門調査機関の指定を受けた場合

2. 第22条の2第4項の規定による指定基準に適合しなくなった場合

②特許庁長は、第1項に従い専門調査機関の指定を取消すか業務の停止を命じようとするなら、聴聞を実施しなければならない。

③第1項の規定による指定取消及び業務停止の基準、その他必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[本条新設 2007.01.03]

第22条の4(審査の順位及び優先審査) ①商標登録出願に対する審査は、出願の順位による。

②特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する商標登録出願に対しては、第1項にかかわらず審査官が他の商標登録出願に優先して審査させることができる。

1. 商標登録出願後出願人ではない者が、正当な事由なしに業として商標登録出願された商標と同一または類似の商標を同一または類似の指定商品に使用していると認められる場合

2. 出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に使用しているなど、大統領令で定める商標登録出願として緊急な処理が必要であると認められる場合

第23条(商標登録拒絶決定及び拒絶理由の通知) ①審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その商標登録出願に対して商標登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条、第5条の24、第6条から第8条まで、第10条第1項、第12条第2項後段、同条第5項又は第7項から第10項までの規定によって商標登録ができない場合

2. 条約の規定に違反した場合

3. 条約当事国に登録された商標又はこれと類似の商標として、その商標に関する権利を有した者の代理人若しくは代表者又は商標登録出願日前1年以内に代理人若しくは代表者であった者が商標に関する権利を有した者の同意を得ないなど、正当な理由なしにその商標の指定商品と同一であったりこれと類似の商品を指定商品として商標登録出願をした場合。但し、その権利者から商標登録異議申立があったり第22条第3項の規定による情報提出がある場合に限る。

4. 第2条第1項第1号から第3号まで、第4号及び第5号による標章の定義に合致しないか、地理的表示団体標章又は地理的表示証明標章の場合には、その地理的表示と標章が同項第3号の2・第3号の4及び第4号の2による地理的表示と標章の定義に合致しない場合

5. 地理的表示団体標章登録出願において、その地理的表示を使用することができる商品を生産・製造または加工することを業として営為する者に対し、定款によって団体の加入を禁止するか、または定款に充足しがたい加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容しない場合

6. 第9条第4項による定款に大統領令で定める団体標章の使用に関する事項の全部又は一部を書かなかったか、同条第5項による定款又は規約に大統領令で定める証明標章の使用に関する事項の全部又は一部を書かなかった場合

7. 第3条の2・第3条の3及び第4条による団体標章、証明標章及び業務標章の登録を受けることができる者に該当しない場合

8. 証明標章登録出願においてその証明標章を使用することができる商品を生産・製造・加工又は販売することを業として営為する者やサービス業を営為する者に対して、正当な事由なしに、定款又は規約で使用を承諾しないか、定款又は規約に充足しがたい使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾しない場合

②審査官は、第1項によって商標登録拒絶決定をしようとする場合には、出願人に拒絶理由を通知しなければならない。この場合、出願人は、産業通商資源部令で定める期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

③審査官は、第2項前段によって拒絶決定理由を通知する場合に二つ以上の指定商品の一部又は全部に拒絶理由がある時には、その該当指定商品別に拒絶理由と根拠を具体的に明らかにしなければならない。

④第2項後段による期間内に意見書を提出しない出願人は、その期間の満了日から2ヶ月以内に商標に関する手続きを継続進行することを申請し、その期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

第24条(出願公告) ①審査官は、商標登録出願に対して拒絶理由を発見することができないときには、出願公告決定をしなければならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当するときには、出願公告決定を省略することができる。

1. 出願公告決定の謄本が出願人に送達されたあと、その出願人が出願公告された商標登録出願を第18条の規定に従い2以上の商標登録出願に分割する場合において、その分割出願に対して拒絶理由を発見することができないとき

2. 商標登録出願の拒絶決定に対して取消の審決がある場合において、当該商標登録出願に対して既に出願公告された事実があり他の拒絶理由を発見することができないとき

②特許庁長は、第1項の規定による決定があるときには、その決定の謄本を出願人に送達し、その商標登録出願に関して商標公報に掲載して出願公告をしなければならない。

③特許庁長は、出願公告がある日から2ヶ月間商標登録出願書類及びその付属書類を特許庁で公衆の閲覧に提供しなければならない。

第24条の2(損失補償請求権) ①出願人は、第24条第2項(第49条第3項及び第81条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定による出願公告があった後、当該商標登録出願に関する指定商品と同一であったりこれと類似した商品に対して当該商標登録出願に関する商標と同一であったり、これと類似の商標を使用した者に書面をもって警告をすることができる。但し、出願人が当該商標登録出願の写本を提示する場合には、出願公告前にも書面をもって警告をすることができる。

②第1項の規定によって警告をした出願人は、警告後商標権の設定登録するまでの期間に発生した当該商標の使用に関する業務上損失に相当する補償金の支給を請求することができる。

③第2項の規定による請求権は、当該商標登録出願に対する商標権の設定登録があった後でなければこれを行使することができない。

④第2項の規定による請求権の行使は、商標権の行使に影響を及ぼさない。

⑤第52条、第66条、第69条及び第70条と「民法」第760条及び第766条の規定は、第2項の規定による請求権を行使する場合にこれを準用する。この場合、「民法」第766条第1項中“被害者若しくはその法定代理人がその損害及び加害者を知った日”は“当該商標権の設定登録日”と見なす。

⑥商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当するときには、第2項の規定による請求権は最初から発生しなかったものと見なす。

1. 商標登録出願の放棄・取下げ又は無効となったとき

2. 商標登録出願に対する商標登録拒絶決定が確定されたとき

3. 第71条の規定により商標登録を無効とするという審決(同条第1項第4号乃至第6号の規定による場合を除く。)が確定されたとき

[本条新設 2001. 2. 3]

第24条の3(職権による補正など) ①審査官は、出願公告決定をする時に、商標登録出願書に記載された指定商品またはその類区分に明確に過って記載された内容があれば、職権で補正(以下“職権補正”という)することができる。

②第1項により審査官が職権補正をするには、第24条第2項による出願公告決定の謄本送達とともにその職権補正事項を出願人に知らせなければならない。

③出願人は、職権補正事項の全部または一部を受け入れることができなければ、第24条第3項による出願公告期間までにその職権補正事項に対する意見書を特許庁長に提出しなければならない。

④出願人が第3項により意見書を提出した場合、該当職権補正事項の全部または一部は最初からなかったものとみなす。

⑤明確に過って記載されたのではない事項に対して職権補正がなされた場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

第25条(商標登録異議申立) ①出願公告があるときには、誰でも出願公告日から2ヶ月以内に第23条第1項各号及び第48条第1項第2号・第4号のいずれか一つに該当するということを理由に特許庁長に商標登録異議申立をすることができる。

②商標登録の異議申立をしようとする者は、次の各号の事項を記載した商標登録異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 商標登録異議申立人の氏名と住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)

1の2. 代理人がある場合には、その代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

2. 商標登録異議申立の対象

3. <削除 2007. 01. 03>

4. 商標登録異議申立事項
5. 商標登録異議申立の理由及び必要な証拠の表示

第 26 条(商標登録異議申立の理由等の補正) 第 25 条第 1 項の規定によって商標登録異議申立をした者(以下、“異議申立人”という。)は、商標登録異議申立期間の経過後 30 日以内に商標登録異議申立書に記載した理由及び証拠を補正することができる。

第 27 条(商標登録異議申立に対する決定) ①審査官は、商標登録異議申立があるときには、商標登録異議申立書の副本を出願人に送達し、期間を定めて答弁書を提出することができる機かを与えなければならない。

②審査官は、第 26 条の規定による期間及び第 1 項の規定による期間経過後に商標登録異議申立に関して決定をしなければならない。

③異議申立人がその理由若しくは証拠を提出しなかった場合には、第 1 項の規定にかかわらず第 26 条の規定による期間経過後に決定をもって商標登録異議申立を却下することができる。

④商標登録異議申立に対する決定は書面をもって行わなければならない、その理由を付さなければならない。

⑤特許庁長は、第 2 項の決定があるときには、その決定の謄本を出願人及び異議申立人に送達しなければならない。

⑥商標登録異議申立に対する決定に対しては、不服することができない。

⑦第 4 項の規定によって決定理由を付するにおいて 2 以上の指定商品に対する決定理由が異なる場合には、商品ごとに決定理由を付さなければならない。

第 28 条(商標登録出願公告後の職権による商標登録拒絶決定) ①審査官は、出願公告後に拒絶理由を発見した場合、職権によって第 23 条の規定による商標登録拒絶決定をすることができる。

②第 1 項の規定によって商標登録拒絶決定をする場合には、第 25 条の規定による商標登録異議申立があってもその商標登録異議申立に対しては決定をしない。

③特許庁長は、第 1 項の規定によって商標登録拒絶決定をした場合には、異議申立人に商標登録拒絶決定謄本を送達しなければならない。

第 29 条(商標登録異議申立の競合) ①審査官は、2 以上の商標登録異議申立に対して審査又は決定を併合するか分離することができる。

②審査官は、2 以上の商標登録異議申立がある場合に、そのうちいずれか一つの商標登録異議申立に対して審査した結果、その異議申立の理由があると認めるときには、他の商標登録異議申立に対しては決定をしないことができる。

③特許庁長は、第 2 項の規定によって商標登録異議申立に対する決定をしなかった異議申立人に対しても、商標登録拒絶決定謄本を送達しなければならない。

第 30 条(商標登録決定) 審査官は、商標登録出願に対して拒絶理由を発見することができないときには、商標登録決定をしなければならない。

第 31 条(商標登録可否決定の方式) ①商標登録可否決定は書面をもって行わなければならない、その理由を付さなければならない。

②特許庁長は、商標登録可否決定がある場合には、その決定の謄本を出願人に送達しなければならない。

第 32 条(審査又は訴訟手続の中止) ①商標登録出願の審査において必要なときには、審決が確定されるまで又は訴訟手続が完結されるまでその商標登録出願の審査の手続を中止することができる。

②法院は、訴訟において必要なときには商標登録可否決定が確定されるまでその訴訟手続を中止することができる。

第 33 条(審判規定の準用) 商標登録出願の審査に関しては、第 77 条の 4、第 77 条の 10 第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号、第 77 条の 20、「民事訴訟法」第 143 条・第 299 条・第 367 条を準用する。

第 4 章 商標登録料及び商標登録等

第 34 条(商標登録料) ①商標権の設定登録、指定商品の追加登録または商標権の存続期間更新登録を受けようとする者は、商標登録料を納付しなければならない。この場合、商標権の設定登録または存続期間更新登録を受けようとする者は、商標登録料を 2 回に分割して納付することができる。

②利害関係人は、第 1 項による商標登録料を納付しなければならない者の意思と関係なく商標登録料を納付することができる。

③第 1 項による商標登録料、その納付方法、納付期間及び分割納付などに関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 34 条の 2(商標登録料を納付する時の一部指定商品の放棄) ①2 以上の指定商品がある商標登録出願に対する商標登録決定を受けた者、指定商品の追加登録出願に対する指定商品の追加登録決定を受けた者又は、商標権の存続期間更新登録申請をした者が商標登録料(第 34 条第 1 項後段により分割納付する場合には 1 次商標登録料を言う)を納付する時には、指定商品別に放棄することができる。

②第 1 項の規定による指定商品の放棄に関する必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[本条新設 2001.2.3]

第 35 条(商標登録料の納付期間延長) 特許庁長は、第 34 条第 3 項の規定による商標登録料の納付期間を請求によって 30 日の期間以内で延長することができる。

第 36 条(商標登録料の未納による出願または申請の放棄) 第 34 条第 3 項及び第 35 条による納付期間に該当商標登録料(第 34 条第 1 項後段により分割納付する場合には 1 次商標登録料を言う)を納付しなかった時(納付期間が満了しても第 36 条の 2 により補填を命じた場合にはその補填期間以内に補填しなかった時を、第 36 条の 3 に該当する場合にはその該当期間以内に納付しなかった時を言う)には、商標登録出願や指定商品の追加登録出願または商標権の存続期間更新登録申請は放棄したものとみなす。

第 36 条の 2(商標登録料の補填) ①特許庁長は、商標権の設定登録、指定商品の追加登録、商標権の存続期間更新登録を受けようとする者または商標権者が第 34 条第 3 項または第 35 条による納付期間に商標登録料の一部を納付しなかった場合に、商標登録料の補填を命じなければならない。

②第 1 項の規定により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から 1 ヶ月以内に商標登録料を補填することができる。

③第 2 項の規定により商標登録料を補填する者は第 34 条第 3 項または第 35 条の規定による納付期間を経過して商標登録料を補填する場合に納付しなかった金額の 2 倍の範囲で産業通商資源部令で定める金額を納付しなければならない。

[本条新設 2002.12.11]

第 36 条の 3(商標登録料納付または補填による商標登録出願の回復等) ①商標登録出願または指定商品の追加登録出願の出願人、商標権の存続期間更新登録申請の申請者または商標権者が責任を負うことができない事由によって第 34 条第 3 項又は第 35 条による納付期間以内に商標登録料を納付しなかったり第 36 条の 2 第 2 項による補填期間以内に補填しなかった場合には、その事由が終了した日から 14 日以内にその商標登録料を納付し、または補填することができる。但し、納付期間の満了日または補填期間の満了日のうち遅い日から 6 ヶ月が過ぎた時には、この限りでない。

②第 1 項により商標登録料を納付するか補填した者(第 34 条第 1 項後段により分割納付する場合には 1 次商標登録料を納付するか補填した者を言う)は、第 36 条にかかわらず、その商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権の存続期間更新登録申請を放棄しなかったものと見なす。

③第 2 項の規定により商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権が回復された場合には、その商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権の効力は、第 34 条第 3 項又は第 35 条の規定による納付期間が経過した後、商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権が回復される前にその商標と同一であったり、これと類似の商標をその指定商品と同一であったりこれと類似の商品に使用した行為には及ばない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 37 条(手数料) ①商標に関する出願・請求その他の手続を踏む者は、手数料を納付しなければならない。但し、第 71 条第 1 項及び第 72 条第 1 項の規定によって審査官が請求する無効審判に関する手数料は、この限りでない。

②第 1 項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

③第 43 条第 2 項ただし書による期間に商標権の存続期間更新登録申請をしようとする者は、第 2 項による手数料に産業通商資源部令で定める金額を加えて納付しなければならない。

第 38 条(商標登録料等の返還) ①納付された商標登録料と手数料は、返還しない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、納付した者の請求により返還する。

1. 商標登録料と手数料が間違っ て納付された場合

2. 商標登録出願(分割出願、変更出願、分割出願又は変更出願の基礎となった商標登録出願、優先審査の申請がある出願及び第 86 条の 14 第 1 項によりこの法による商標登録出願と見る国際商標登録出願 は除く)後 1 月以内に該当商標登録出願を取下げ、又は放棄した場合、既に納付された手数料中、商標登録出願料及び商標登録出願の優先権主張申請料

3. 第 82 条の 3 の規定により拒絶決定または補正却下決定が取消された場合(第 85 条の 2 の規定により再審の手続にて準用される場合を含むが、審判または再審のうち第 14 条第 2 項ただし書および第 15 条第 3 号の規定による補正がある場合は除く)に既に出した手数料のうち審判請求料(再審の場合には、再審請求料をいう。以下この条にて同じ。)

4. 審判請求が第 77 条の 3 第 2 項の規定により決定で却下され、その決定が確定された場合(第 85 条の 2 の規定により再審の手続にて準用される場合を含む。)に既に出した手数料のうち審判請求料の 2 分の 1 に該当する金額

5. 審理終結の通知を受けるまで第 77 条の 18 第 1 項の規定による参加申請を取下げた場合(第 85 条の 2 の規定により再審の手続にて準用される場合を含む。)に既に出した手数料のうち参加申請料の 2 分の 1 に該当する金額

6. 第 77 条の 18 第 1 項の規定による参加申請が決定で拒否された場合(第 85 条の 2 の規定により再審の手続にて準用される場合を含む。)に既に出した手数料のうち参加申請料の 2 分の 1 に該当する金額

7. 審理終結の通知を受けるまで審判請求を取下げた場合(第 85 条の 2 の規定により再審の手続にて準用される場合を含む。)に既に出した手数料のうち審判請求料の 2 分の 1 に該当する金額

②特許庁長または特許審判院長は、納付された商標登録料と手数料が第 1 項各号のいずれか一つに該当する場合には、これを納付した者に通知しなければならない。

③第 1 項各号以外の部分但書きによる商標登録料と手数料の返還のための請求は、第 2 項による通知を受けた日から 3 年を経過したときにはすることができない。

[全文改正 2007. 01. 03]

第 39 条(商標原簿) ①特許庁長は、特許庁に商標原簿を備置し、次の各号の事項を登録する。

1. 商標権の設定・移転・変更・消滅・回復・存続期間の更新・第 46 条の 2 の規定による商品分類転換・指定商品の追加又は処分の制限

2. 専用使用权又は通常使用权の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3. 商標権・専用使用权又は通常使用权を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第 1 項の規定による商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ等で作成することができる。

③第 1 項及び第 2 項に規定されたこと以外の登録事項及び登録手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 40 条(商標登録証の交付) ①特許庁長は、商標権の設定登録をしたときには、商標権者に商標登録証を交付しなければならない、

②特許庁長は、商標登録証が商標原簿と符合されないときには、申請によって又は職権で商標登録証を回収して訂正交付するか、新しい商標登録証を交付しなければならない。

第5章 商標権

第41条(商標権の設定登録) ①商標権は設定登録によって発生する。

②特許庁長は、第34条第1項または第35条により商標登録料(第34条第1項後段により分割納付する場合には1次商標登録料を言う。以下この項で同じ)を納付した時、第36条の2第2項により商標登録料を補填した時または第36条の3第1項により商標登録料を納付するか補填した時には、商標権を設定するための登録をしなければならない。

第42条(商標権の存続期間) ①商標権の存続期間は、商標権の設定登録がある日から10年とする。

②商標権の存続期間は、商標権の存続期間更新登録申請により10年ずつ更新することができる。

③第1項及び第2項にかかわらず、第34条第1項後段により商標登録料を分割納付する場合であって同条第3項及び第35条による納付期間に2次商標登録料を納付しなかった場合(納付期間が満了しても第36条の2により補填を命じた場合にはその補填期間以内に納付しなかった場合を、第36条の3に該当する場合にはその該当期間以内に納付しなかった場合を言う)に、その商標権は、商標権の設定登録日または存続期間更新登録日から5年が経つと消滅する。

第43条(商標権の存続期間更新登録申請) ①第42条第2項により商標権の存続期間更新登録を受けようとする者は、次の各号の事項を書いた商標権の存続期間更新登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 第9条第1項第1号・第2号・第4号及び第7号の事項
2. 登録商標の登録番号
- 3.

②商標権の存続期間更新登録申請書は、商標権の存続期間満了前1年以内に提出しなければならない。ただし、この期間に商標権の存続期間更新登録申請をしなかった者は、商標権の存続期間が終わった後6ヶ月以内に商標権の存続期間更新登録申請をすることができる。

③商標権が共有の場合には、共有者全員が共同で商標権の存続期間更新登録申請をしなければならない。

④第1項から第3項までで規定した事項の外に商標権の存続期間更新登録申請に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第44条 削除<2010.01.27>

第45条 削除<2010.01.27>

第46条(商標権の存続期間更新登録申請などの効力) ①第43条第2項による期間に商標権の存続期間更新登録申請をすれば、商標権の存続期間が更新されたものとみなす。

②商標権の存続期間更新登録は、原登録の効力が終わる翌日から効力が発生する。

第46条の2(商品分類転換登録の申請) ①法律第535号商標法中、改正法律の施行前従前の第10条第1項

の規定による 通商産業部令が定める商品類区分に従って商品を指定して、商標権の設定登録・指定商品の追加登録又は商標権の存続期間更新登録を受けた商標権者は、当該指定商品を 産業通商資源部令が定める商品類区分に従って転換(以下“商品分類転換”という。)して登録を受けなければならない。但し、法律第 5355 号商標法中、改正法律第 10 条第 1 項の規定による 通商産業部令が定める商品類区分に従って商品を指定して商標権の存続期間更新登録を受けた者は、この限りでない。

②第 1 項による商品分類転換の登録(以下“商品分類転換登録”という。)を受けようとする者は、次の各号の事項を書いた商品分類転換登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 申請人の氏名及び住所(法人である場合その名称及び営業所の所在地)
2. 代理人がある場合、その代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
3. 登録商標の登録番号
4. 転換して登録を受けようとする指定商品及びその類区分

③商品分類転換登録申請は、商標権の存続期間満了日 1 年前から存続期間満了後 6 月以内の期間にしなければならない。

④商標権の共有である場合には、共有者全員が共同で商品分類転換登録を申請しなければならない。

[本条新設 2001.2.3]

第 46 条の 3 削除<2010. 01. 27>

第 46 条の 4(商品分類転換登録拒絶決定及び拒絶理由の通知) ①審査官は、商品分類転換登録申請が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その申請に対して商品分類転換登録拒絶決定をしなければならない。

1. 商品分類転換登録申請の指定商品を当該登録商標の指定商品でない商品にするとか指定商品の範囲を実質的に拡張した場合
2. 商品分類転換登録申請の指定商品が産業通商資源部令が定める商品類区分に一致していない場合
3. 商品分類転換登録を申請した者が当該登録商標の商標権者でない場合
4. 第 46 条の 2 の規定による商品分類転換登録申請要件を備えることができなかった場合
5. 商標権が消滅するか商標権の存続期間更新登録申請を放棄・取下げするか存続期間更新登録申請が無効になった場合

②審査官は、第 1 項によって商品分類転換登録拒絶決定をしようとする場合には、申請人に拒絶理由を通知しなければならない。この場合、申請人は、産業通商資源部令で定める期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

③第 2 項後段による期間内に意見書を提出しない申請人は、その期間の満了日から 2ヶ月以内に商品分類転換登録に関する手続きを継続進行することを申請し、その期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

[本条新設 2001.2.3]

第 46 条の 5(商品分類転換登録) 特許庁長は、第 49 条第 2 項の規定により準用される第 30 条の規定による商品分類転換登録決定がある場合には、指定商品の分類を転換して登録しなければならない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 47 条(指定商品の追加登録出願) ①商標権者又は出願人は、登録商標又は商標登録出願の指定商品を追加する指定商品の追加登録を受けることができる。この場合、追加登録された指定商品に対する商標権の存続期間満了日は、その登録商標権の存続期間満了日とする。

②第 1 項の規定による指定商品の追加登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した指定商品の追加登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 第 9 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 5 号及び第 7 号の事項
2. 登録商標の登録番号又は商標登録出願の出願番号
3. 追加で指定する商品及びその類区分

第 48 条(指定商品の追加登録拒絶決定及び拒絶理由の通知) ①審査官は、指定商品の追加登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その指定商品の追加登録出願に対して指定商品の追加登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第 23 条第 1 項各号の 1 に該当する場合
2. 指定商品の追加登録出願人が当該商標権者又は出願人でない場合
3. <削除 2007. 01. 03>

4. 登録商標の商標権が消滅するか商標登録出願が放棄・取消又は無効になったり、商標登録出願に対する商標登録拒絶決定が確定された場合

②審査官は、第 1 項によって指定商品の追加登録拒絶決定をしようとする場合には、出願人に拒絶理由を通知しなければならない。この場合、出願人は、産業通商資源部令で定める期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

③第 2 項後段による期間内に意見書を提出しない出願人は、その期間の満了日から 2 ヶ月以内に指定商品の追加登録に関する手続きを継続進行することを申請し、その期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

第 49 条(準用規定) ①存続期間更新登録申請手続きの補正に関しては、第 13 条を準用する。

②商標権の商品分類転換登録申請に関しては、第 10 条第 1 項、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 22 条、第 30 条から第 32 条まで、第 77 条の 10 第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号を準用する。

③指定商品の追加登録出願に関しては、第 9 条の 2、第 10 条第 1 項、第 13 条から第 17 条まで、第 17 条の 2、第 20 条から第 22 条まで、第 22 条の 4、第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 3、第 25 条から第 32 条まで、第 77 条の 4、第 77 条の 10 第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号、第 77 条の 20、「民事訴訟法」第 143 条・第 299 条及び第 367 条を準用する。

第 50 条(商標権の効力) 商標権者は、指定商品に関してその登録商標を使用する権利を独占する。但し、その商標権に関して専用使用権を設定したときには、第 55 条第 3 項の規定によって専用使用権者が登録商標を使用する権利を独占する範囲内ではこの限りでない。

第 51 条(商標権の効力が及ばない範囲) ①商標権(地理的表示団体標章権を除く)は、次の各号のいずれか一つに該当する場合にはその効力が及ばない。

1. 自己の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章又は著名な雅名・芸名・筆名とこれらの著名な略称を普通に使用する方法で表示する商標

2. 登録商標の指定商品と同一又は類似の商品の普通名称・産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む。)・価格又は生産方法・加工方法・使用方法及び時期を普通に使用する方法で表示する商標
2の2.第9条第2項の規定による立体的形状からなつた登録商標において、その立体的形状が誰の業務に関連した商品を表示するのか識別することができない場合に、登録商標の指定商品と同一であり、又は類似した商品に使用する登録商標の立体的形状と同一であり、又は類似した形状からなつた商標

3. 登録商標の指定商品と同一又は類似の商品に対して慣用する商標と顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図からなつた商標

4. 登録商標の指定商品又はその指定商品の包装の機能を確保するのに不可欠な形状、色彩、色彩の組合、音又はにおいからなつた商標

②地理的表示団体標章権は次の各号の1に該当する場合には、その効力が及ばない。

1. 第1項第1号・第2号(産地に該当する場合を除く)または第4号に該当する商標

2. 地理的表示登録団体標章の指定商品と同一又は同一と認識されている商品に対して慣用する商標

3. 地理的表示登録団体標章の指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する地理的表示で、当該地域でその商品を生産・製造または加工することを業として営為する者が使用する地理的表示または同音異義語地理的表示

4. 先出願による登録商標が地理的表示登録団体標章と同一または類似の地理的表示を含んでいる場合に、商標権者・専用使用権者または通常使用権者が指定商品に使用する登録商標

③第1項第1号は、商標権の設定登録があつた後に不正競争の目的で自己の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章又は著名な雅名・芸名・筆名とこれらの著名な略称を使用する場合には、適用しない。

第 52 条(登録商標等の保護範囲) ①登録商標の保護範囲は、商標登録出願書に書いた商標(第2条第1項第1号ウ目に該当する商標の場合には視覚的表現)によって定められる。

②指定商品の保護範囲は、商標登録出願書又は商品分類転換登録申請書に記載された商品によって定められる。

第 53 条(他人の意匠権等との関係) ①商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、その登録商標を使用する場合に、その使用状態に従いその商標登録出願日前に出願された他人の特許権・実用新案権・意匠権又はその商標登録出願日前に発生した他人の著作権と抵触される場合には、指定商品のうち抵触される指定商品に対する商標の使用は特許権者・実用新案権者・意匠権者又は著作権者の同意を得なければその登録商標を使用することができない。

②商標権者・専用使用権者または通常使用権者はその登録商標の使用が「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号又目の規定による不正競争行為に該当する場合には同じ又目の規定による他人の同意を受けなければその登録商標を使用できない。

第 54 条(商標権等の移転及び共有) ①商標権は、その指定商品ごとに分割して移転することができる。この場合、類似の指定商品は共に移転しなければならない。

②乃至④

⑤商標権が共有の場合には、各共有者は他の共有者全員の同意を得なければその持ち分を譲渡するかその持ち分を目的とする質権を設定することができない。

⑥商標権が共有の場合には、各共有者は他の共有者全員の同意を得なければその商標権に対して専用使用権又は通常使用権を設定することができない。

⑦業務標章権は、これを譲渡することができない。但し、その業務と共に譲渡する場合にはこの限りでない。

⑧第 7 条第 1 項第 1 号の 3 ただし書、第 1 号の 4 ただし書及び第 3 号ただし書により登録された商標権は、譲渡することができない。ただし、第 7 条第 1 項第 1 号の 3、第 1 号の 4 および第 3 号の名称、略称または標章と関連した業務とともに譲渡する場合には、この限りでない。

⑨団体標章権は、これを移転することができない。但し、法人の合併の場合には特許庁長の許可を受けて移転することができる。

⑩ 証明標章権は、移転することができない。ただし、該当証明標章に対して第 3 条の 3 によって登録受けることができる者にその業務とともに移転する場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

⑪業務標章権、団体標章権、証明標章権、第 7 条第 1 項第 1 号の 3 ただし書、第 1 号の 4 ただし書及び第 3 号ただし書による商標権を目的とする質権は、設定することができない。

第 54 条の 2(商標権の分割) ①商標権の指定商品が 2 以上である場合には、その商標権を指定商品別に分割することができる。

②第 1 項の分割は、第 71 条第 2 項の規定による無効審判が請求されたときには、審決が確定されるまでは商標権が消滅された後にも行うことができる。

[本条新設 1997. 8. 22]

第 55 条(専用使用権) ①商標権者は、その商標権に関して他人に専用使用権を設定することができる。

②業務標章権・団体標章権又は証明標章権に関しては、専用使用権を設定することができない。

③第 1 項の規定による専用使用権の設定を受けた専用使用権者は、その設定行為で定めた範囲内で指定商品に関して登録商標を使用する権利を独占する。

④専用使用権者は、その商品に自己の氏名又は名称を表示しなければならない。

⑤専用使用権者は、相続その他一般承継の場合を除いては、商標権者の同意を得なければその専用使用権を移転することができない。

⑥専用使用権者は、商標権者の同意を得なければその専用使用権を目的とする質権を設定するか通常使用権を設定することができない。

⑦第 54 条第 5 項及び第 6 項の規定は、専用使用権に関してこれを準用する。

第 56 条(商標権等の登録の効力) ①次の各号に該当する事項は、これを登録しなければその効力が発生しない。

1. 商標権の移転(続、その他の一般承継による場合を除く。)・変更・放棄による消滅・存続期間の更新・商品分類転換・指定商品の追加又は処分の制限

2. 削除

3. 商標権を目的とする質権の設定・移転(相続その他一般承継による場合は除く。)・変更・消滅(権利の混同による場合は除く)又は処分の制限

②第1項各号による商標権及び質権の相続、その他の一般承継の場合には、遅滞なくその旨を特許庁長に届け出なければならない。

第57条(通常使用権) ①商標権者は、その商標権に関して他人に通常使用権を設定することができる。

②第1項の規定による通常使用権の設定を受けた通常使用権者は、その設定行為で定めた範囲内で指定商品に関して登録商標を使用する権利を有する。

③通常使用権は、相続その他一般承継の場合を除いては、商標権者(専用使用権に関する通常使用権においては、商標権者及び専用使用権者)の同意を得なければ、これを移転することができない。

④通常使用権は、商標権者(専用使用権に関する通常使用権においては、商標権者及び専用使用権者)の同意を得なければ、その通常使用権を目的とする質権を設定することができない。

⑤第54条第5項・第55条第2項及び第4項の規定は、通常使用権に関してこれを準用する。

第57条の2(特許権等の存続期間満了後に商標を使用する権利) ①商標登録出願日前又は商標登録出願日と同一の日に登録され登録された特許権がその商標権と抵触される場合、その特許権の存続期間が満了されるときには、その原特許権者は原特許権の範囲内でその登録商標の指定商品と同一のものであるとか、これと類似の商品に対してその登録商標と同一であったりこれと類似の商標を使用する権利を有する。但し、不正競争の目的でその商標を使用する場合には、この限りでない。

②商標登録出願日前又は商標登録出願日と同一の日に登録され登録された特許権がその商標権と抵触される場合、その特許権の存続期間が満了されるときには、その満了される当時に存在する特許権に対する専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権に対する「特許法」第118条第1項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内でその登録商標の指定商品と同一のものであるとか、これと類似の商品に対してその登録商標と同一であったりこれと類似の商標を使用する権利を有する。但し、不正競争の目的でその商標を使用する場合には、この限りでない。

③第2項の規定によって商標を使用する権利を有した者は、商標権者又は専用使用権者に相当な対価を支給しなければならない。

④当該商標権者又は専用使用権者は、第1項又は第2項の規定によって商標を使用する権利を有した者にその者の業務に関する商品と、自己の業務に関する商品間の混同を防止するのに必要な表示をするよう請求することができる。

⑤第1項及び第2項の規定による商標を使用する権利を移転(相続その他一般承継による場合を除く。)しようとするときは、商標権者又は専用実施権者の同意を得なければならない。

⑥第1項乃至第4項の規定は、商標登録出願日前又は商標登録出願日と同一の日に登録され登録された実用新案権又は意匠権がその商標権と抵触される場合、その実用新案権又は意匠権の存続期間が満了されるときに準用される。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 57 条の 3(先使用による商標を継続して使用する権利) ①他人の登録商標と同一であり、又は類似した商標をその指定商品と同一であり、又は類似した商品に使用する者であって、次の各号の要件を全て備えた者(その地位を承継した者を含む)は、該当商標をその使用する商品に対して継続して使用する権利を有する。

1. 不正競争の目的なしに他人の商標登録出願前から国内で継続して使用していること

2. 第 1 号の規定により商標を使用した結果他人の商標登録出願時に国内需要者間にその商標が特定人の商品を表示するものであると認識されていること

②自己の氏名・商号等人格の同一性を表示する手段を商取引の慣行に従って商標として使用する者であって、第 1 項第 1 号の要件を備えた者は、該当商標をその使用する商品に対して継続使用する権利を有する。

③商標権者や専用使用権者は、第 1 項によって商標を使用する権利を有する者に、その者の商品と自己の商品間の出所の誤認や混同を防止することができる適当な表示をすることを請求することができる。

[本条新設 2007. 01. 03]

第 58 条(専用使用権・通常使用権等の登録の効力) ①次の各号に該当する事項は、これを登録しなければ第三者に対抗することができない。

1. 専用使用権又は通常使用権の設定・移転(相続、その他の一般承継による場合は除く。)・変更・放棄による消滅又は処分の制限

2. 専用使用権又は通常使用権を目的とする質権の設定・移転(相続、その他の一般承継による場合は除く。)・変更・放棄による消滅又は処分の制限

②専用使用権又は通常使用権を登録したときには、その登録後に商標権又は専用使用権を取得した者に対してもその効力が発生する。

③第 1 項各号による専用使用権・通常使用権及び質権の相続、その他の一般承継の場合には、遅滞なくその旨を特許庁長に届け出なければならない。

第 59 条(商標権の放棄) 商標権者は、商標権に関して指定商品ごとにこれを放棄することができる。

第 60 条(商標権等の放棄の制限) ①商標権者は、専用使用権者・通常使用権者又は質権者の同意を得なければ、商標権を放棄することができない。

②専用使用権者は、第 55 条第 6 項の規定による質権者又は通常使用権者の同意を得なければ、専用使用権を放棄することができない。

③通常使用権者は、第 57 条第 4 項の規定による質権者の同意を得なければ、通常使用権を放棄することができない。

第 61 条(放棄の効果) 商標権・専用使用権・通常使用権及び質権の放棄があるときには、商標権・専用使用権・通常使用権及び質権はそのときから消滅される。

第 62 条(質権) 商標権・専用使用権又は通常使用権を目的とする質権を設定した場合、質権者は当該登録商標を使用することができない。

第 63 条(質権の物上代位) 質権は、この法律による商標権の使用に対して受ける対価若しくは物に対してもこれを行行使することができる。但し、その支給又は引き渡し前にこれを差し押さえなければならない。

第 64 条(商標権の消滅) ①商標権者が死亡した日から 3 年以内に相続人がその商標権の移転登録をしなかった場合には、商標権者が死亡した日から 3 年になる日の翌日に商標権が消滅される。

②清算手続が進行中の法人の商標権は、法人の清算終結登記日(清算終結登記がされていても清算事務が事実上終わっていない場合には、清算事務が事実上終わった日と清算終結登記日から 6 月が過ぎた日のうち早い日とする。以下この項で同じ)までその商標権の移転登録をしなかった場合には、清算終結登記日の次の日に消滅する。

第 64 条の 2(商品分類転換登録がない場合等の商標権の消滅) ①次の各号のいずれか一つに該当する事由があるときには、商品分類転換登録の対象となる指定商品に関する商標権は、第 46 条の 2 第 3 項の規定による商品分類転換登録申請期間の終了日が属する存続期間の満了日の翌日に消滅する。

1. 商品分類転換登録を受けようとする者が第 46 条の 2 第 3 項の規定による期間以内に商品分類転換登録を申請しない場合

2. 商品分類転換登録申請が取下された場合

3. 第 5 条の 15 第 1 項によって商品分類転換に関する手続が無効となった場合

4. 商品分類転換登録拒絶決定が確定された場合

5. 第 72 条の 2 の規定により商品分類転換登録を無効にするという審決が確定された場合

②商品分類転換登録の対象となる指定商品として第 46 条の 2 第 2 項の規定による商品分類転換登録申請書に記載されない指定商品に関する商標権は、商品分類転換登録申請書に記載された指定商品が第 46 条の 5 の規定により転換登録される日に消滅する。但し、商品分類転換登録が商標権の存続期間満了日以前になされる場合には、商標権の存続期間満了日の翌日に消滅する。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 6 章 商標権者の保護

第 65 条(権利侵害に対する差止請求権等) ①商標権者又は専用使用権者は、自己の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対してその侵害の停止又は予防を請求することができる。

②商標権者又は専用使用権者が第 1 項による請求をするときには、侵害行為を造成した物の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去やその他に必要な措置を請求することができる。

③ 第 1 項による侵害の禁止又は予防を請求する訴が提起された場合、法院は原告又は告訴人(この法による公訴の提起がある場合だけ該当する)の申請によって臨時で侵害行為の禁止、侵害行為に使用された物件等の

差押えやその他に必要な措置を命ずることができる。この場合、法院は原告又は告訴人に担保を提供させることができる。

第 66 条(侵害と見なす行為) ①次の各号の 1 に該当する行為は、商標権(地理的表示団体標章権を除く)又は専用使用権を侵害したものと見なす。

1. 他人の登録商標と同一の商標をその指定商品と類似の商品に使用するか、他人の登録商標と類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品に使用する行為
2. 他人の登録商標と同一または類似の商標をその指定商品と同一または類似の商品に使用するか、または使用させる目的で交付・販売・偽造・模造または所持する行為。
3. 他人の登録商標を偽造または模造するか、もしくは偽造または模造させる目的でその用具を製作・交付・販売または所持する行為
4. 他人の登録商標又はこれと類似の商標が表示された指定商品と同一又は類似の商品を譲渡又は引き渡すために所持する行為

②次の各号の 1 に該当する行為は地理的表示団体標章権を侵害したものとみなす。

1. 他人の地理的表示登録団体標章と類似の商標(同音異義語地理的表示を除く。以下この項で同じ)をその指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する行為
2. 他人の地理的表示登録団体標章と同一または類似の商標を、その指定商品と同一もしくは同一と認識されている商品に使用するか、または使用させる目的で交付・販売・偽造・模造または所持する行為
3. 他人の地理的表示登録団体標章を偽造または模造するか、もしくは偽造または模造させる目的で、その用具を製作・交付・販売または所持する行為
4. 他人の地理的表示登録団体標章と同一または類似の商標が表示された指定商品と同一もしくは同一と認識されている商品を譲渡または引渡すために所持する行為

第 66 条の 2(損害賠償の請求) 商標権者または専用使用権者は自己の商標権または専用使用権を故意または過失で侵害した者に対してその侵害によって自己が受けた損害の賠償を請求することができる。

第 67 条(損害額の推定等) ①第 66 条の 2 の規定による損害賠償を請求する場合、侵害した者がその侵害行為をせしめた商品を譲渡したときには、その商品の譲渡数量に商標権者又は専用使用権者がその侵害行為がなかったならば、販売することができた商品の単位数量当り利益額を乗じた金額を商標権者又は専用使用権者の損害額とすることができる。この場合、損害額は、商標権者又は専用使用権者が生産することができた商品の数量で実際販売した商品の数量を引いた数量に単位数量当り利益額を乗じた金額を限度とする。但し、商標権者又は専用使用権者が当該侵害行為外の事由で販売することができなかつた事情があるときには、当該侵害行為外の事由で販売することができなかつた数量に従った金額を引かなければならない。

②第 66 条の 2 の規定による損害賠償を請求する場合、権利を侵害した者がその侵害行為によって利益を受けたときには、その利益の額を商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する。

③第 66 条の 2 の規定による損害賠償を請求する場合、その登録商標の使用に対して通常受けることができる金額に相当する額を商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額としてその損害賠償を請求することができる。

④第3項の規定にかかわらず損害の額が同項に規定する金額を超過する場合には、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がないときには、法院は損害賠償の額を定めるにおいてこれを参酌することができる。

⑤法院は、商標権又は専用使用権者の侵害行為に関する訴訟において損害が発生されたものは認められるが、その損害額を立証するために必要な事実を立証するものが該事実の性質上極めて困難なる場合には、第1項乃至第4項の規定にかかわらず、弁論全体の旨と証拠調査の結果に基づき相当の損害額が認められる。

第67条の2(法廷損害賠償の請求) ①商標権者又は専用使用権者は、自己が使用している登録商標と同じか同一性がある商標を、その指定商品と同じか同一性がある商品に使用して自己の商標権又は専用使用権を故意や過失で侵害した者に対して、**第66条の2**による損害賠償を請求する代わりに5千万ウォン以下の範囲で相当な金額を損害額として賠償を請求することができる。この場合、法院は弁論全体の趣旨と証拠調査の結果を考慮して相当な損害額を認めることができる。

②第1項前段に該当する侵害行為に対して**第66条の2**によって損害賠償を請求した商標権者又は専用使用権者は、法院が弁論を終結するまでその請求を第1項による請求に変更することができる。

第68条(故意の推定) 第90条の規定によって登録商標であることを表示した他人の商標権又は専用使用権を侵害した者は、その侵害行為に対してその商標が既に登録された事実を知っていたものと推定する。

第69条(商標権者等の信用回復) 法院は、故意又は過失によって商標権又は専用使用権を侵害することにより商標権者又は専用使用権者の業務上の信用を失墜させた者に対しては、商標権者又は専用使用権者の請求によって損害賠償に替えたり損害賠償と共に商標権者又は専用使用権者の業務上の信用回復のために必要な措置を命ずることができる。

第70条(書類の提出) 法院は、商標権又は専用使用権の侵害に関する訴訟において、当事者の申請によって他当事者に対して当該侵害行為による損害の計算をするのに必要な書類の提出を命ずることができる。但し、その書類の所持者がその書類の提出を拒絶する正当な理由があるときには、この限りでない。

第7章 審 判

第70条の2(拒絶決定に対する審判) 商標登録拒絶決定、指定商品の追加登録拒絶決定及び商品分類転換登録拒絶決定のいずれか一つに該当する決定(以下“拒絶決定”という)を受けた者が不服するときには、拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日以内に審判を請求することができる。

[本条新設 1995. 1. 5]

第70条の3(補正却下決定に対する審判) 第17条第1項の規定による補正却下決定を受けた者がその決定に不服があるときには、その決定謄本の送達を受けた日から30日以内に審判を請求することができる。

[本条新設 1995. 1. 5]

第71条(商標登録の無効審判) ①利害関係人又は審査官は、商標登録又は指定商品の追加登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、登録商標の指定商品が2以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。

1. 商標登録又は指定商品の追加登録が第3条、第5条の24、第6条から第8条まで、第12条第2項後段、第5項及び第7項から第10項まで、第23条第1項第4号から第8号までの規定に違反した場合

2. 商標登録又は指定商品の追加登録が条約に違反した場合

3. 商標登録又は指定商品の追加登録がその商標登録出願によって発生した権利を承継しなかった者による場合

3の2. 指定商品の追加登録が第48条第1項第4号に違反した場合

4. 商標登録後、その商標権者が第5条の24によって商標権を享有することができない者となったり、その登録商標が条約に違反した場合

5. 商標登録がされた後にその登録商標が第6条第1項各号の1に該当する場合(第6条第2項に該当する場合には除く。)

6. 第41条の規定により地理的表示団体標章登録がされた後に、その登録団体標章を構成する地理的表示が原産地国家で保護が中断されるか、または使用されなくなった場合

②第1項の規定による無効審判は、商標権が消滅された後にもこれを請求することができる。

③商標登録を無効にするという審決が確定されたときには、その商標権は最初からなかったものと見なす。但し、第1項第4号ないし第6号の規定によって商標登録を無効にするという審決が確定されたときには、商標権はその登録商標が同号に該当することになったときからなかったものと見なす。

④第3項の但し書きの規定を適用するにおいて、登録商標が第1項第4号ないし第6号に該当することになったときを特定することができない場合には、第1項の規定による無効審判が請求され、その請求内容が登録原簿に公示されたときから当該商標権はなかったものとみなす。

⑤審判長は、第1項の審判の請求があるときには、その旨を当該商標権の専用使用権者その他商標に関して登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第72条(商標権の存続期間更新登録の無効審判) ①利害関係人または審査官は、商標権の存続期間更新登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、更新登録された登録商標の指定商品が2以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。

1.

2. 商標権の存続期間更新登録が第43条第2項の規定に違反した場合

3. 該当商標権者ではない者が商標権の存続期間更新登録申請をした場合

②第1項の規定による無効審判は、商標権の消滅後にもこれを請求することができる。

③商標権の存続期間更新登録を無効にするという審決が確定されたときには、商標権の存続期間更新登録は最初からなかったものと見なす。

④第71条第5項の規定は、第1項の審判の請求に関してこれを準用する。

第72条の2(商品分類転換登録の無効審判) ①利害関係人又は審査官は、商品分類転換登録が次の各号の1

に該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、商品分類転換登録に関する指定商品が2以上ある場合には指定商品ごとに請求することができる。

1. 商品分類転換登録が当該登録商標の指定商品でない商品にされるとか、指定商品の範囲が実質的に拡張された場合

2. 商品分類転換登録が当該登録商標の商標権者でない者の申請により行われた場合

3. 商品分類転換登録が第46条の2第3項の規定に違反された場合

②第71条第2項及び第5項の規定は、商品分類転換登録の無効審判に関してこれを準用する。

③商品分類転換登録を無効にするという審決が確定された場合には、当該商品分類転換登録は初めからなかったものとみなす。

[本条新設 2001. 2. 3]

第73条(商標登録の取消審判) ①登録商標が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その商標登録の取消審判を請求することができる。

1.

2. 商標権者が故意で指定商品に登録商標と類似の商標を使用するか指定商品と類似の商品に登録商標又はこれと類似の商標を使用することにより需要者をして商品の品質の誤認又は他人の業務に関連した商品との混同を生じさせた場合

3. 商標権者・専用使用権者又は通常使用権者のうち、いずれも正当な理由なしに登録商標をその指定商品に対して取消審判請求日前継続して3年以上国内で使用していない場合

4. 第54条第1項後段、第5項、第7項から第10項までの規定に違反した場合

5. 団体標章において所属団体がその団体の定款の規定に違反して団体標章を他人に使用させた場合、または所属団体がその団体の定款の規定に違反して団体標章を使用することにより、需要者に商品の品質または地理的出所に関して誤認を招かせるか、または他人の業務に関連した商品と混同を生じさせた場合。但し、団体標章権者が所属団体の監督に相当な注意を行った場合には、この限りでない。

6. 団体標章の設定登録をした後、第9条第4項による定款を変更することにより需要者をして商品の品質の誤認又は他人の業務に関連した商品との混同を生じさせるおそれがある場合

7. **第23条第1項第3号本文 または第53条第2項**に該当する商標が登録された場合に、その商標に関する権利を有した者が当該商標登録日から5年以内に取消審判を請求した場合

8. 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品又はこれと類似の商品に登録商標又はこれと類似の商標を使用することにより需要者をして商品の品質の誤認又は他人の業務に関連した商品との混同を生じさせた場合。但し、商標権者が相当な注意をした場合には、この限りでない。

9. 商標権の移転によって類似の登録商標がそれぞれ他の商標権者に属するようになり、そのうち1人が自己の登録商標の指定商品と同一又は類似の商品に不正競争を目的に自己の登録商標を使用することにより需要者をして商品の品質の誤認又は他人の業務に関連した商品との混同を生じさせた場合

10. 団体標章において第三者が団体標章を使用することにより、需要者に商品の品質または地理的出所に関して誤認を招かせるか、または他人の業務に関連した商品と混同を起こさせたのに、団体標章権者が故意に相当な措置を取らない場合

11. 地理的表示団体標章登録を行った後、団体標章権者が地理的表示を使用できる指定商品を生産・製造または加工することを業として営為する者に対して、定款により団体の加入を禁止するか、または定款に充足しがたい加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容しない場合、またはその地理的表示を使用することができない者に対して団体の加入を許容した場合

12. 地理的表示団体標章において団体標章権者またはその所属団体が第90条の2の規定に違反して団体標章を使用することにより、需要者に商品の品質に対する誤認または地理的出所に対する混同をもたらした場合

13. 証明標章において次の各目のいずれか一つに該当する場合

ア. 証明標章権者が第9条第5項によって提出された定款又は規約に違反して証明標章の使用を承諾した場合

イ. 証明標章権者が第3条の3第1項ただし書きに違反して証明標章を自己の商品又はサービス業に対して使用する場合

ウ. 証明標章の使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して他人に使用させた場合、又は使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して証明標章を使用することにより、需要者に商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法やその他の特性に関して誤認をもたらすようにした場合。ただし、証明標章権者が使用の許諾を受けた者に対する監督に相当な注意をした場合には、この限りでない。

エ. 証明標章権者から使用の許諾を受けていない第3者が証明標章を使用することにより、需要者に商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法やその他の商品の特性に関して誤認をもたらすようにしたのに証明標章権者が故意に相当な措置を取らない場合

オ. 証明標章権者が該当証明標章を使用することができる商品を生産・製造・加工又は販売することを業として営為する者やサービス業を営為する者に対して、正当な事由なしに、定款又は規約で使用を承諾しないか、定款又は規約に充足しがたい使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾しない場合

②

③第1項第3号に該当することを事由にして取消審判を請求する場合、登録商標の指定商品が2以上ある場合には、一部指定商品に関して取消審判を請求することができる。

④第1項第3号に該当することを事由にして取消審判が請求された場合には、被請求人が当該登録商標を取消審判請求に関係される指定商品のうち1以上に対してその審判請求日前3年以内に国内で正当に使用したことを証明しない限り、商標権者は取消審判請求と関係される指定商品に関する商標登録の取消を免ずることができない。但し、被請求人が使用しなかったことに対する正当な理由を証明したときには、この限りでない。

⑤第1項第2号・第3号・第5号・第6号、第8号から第13号までの規定に該当することを事由に取消審判を請求した後、その審判請求事由に該当する事実がなくなった場合にも取消事由に影響が及ばない。

⑥第1項による取消審判は、利害関係人のみ請求することができる。ただし、第1項第2号、第5号、第6号または第8号から第13号までの規定に該当することを事由にする審判は、何人も請求することができる。

⑦商標登録を取り消すという審決が確定されたときには、その商標権はそのときから消滅される。

⑧第71条第5項の規定は、第1項の審判の請求に関してこれを準用する。

第74条(専用使用権又は通常使用権登録の取消審判) ①専用使用権者又は通常使用権者が第73条第1項第8号の規定に該当する行為をした場合には、その専用使用権又は通常使用権登録の取消審判を請求することができる。

②第1項の規定によって専用使用権又は通常使用権登録の取消審判を請求した後、その審判請求事由に該当する事実がなくなった場合にも取消事由に影響を及ぼさない。

③第1項の規定による専用使用権又は通常使用権の取消審判は、誰でもこれを請求することができる。

④専用使用権又は通常使用権登録を取り消すという審決が確定されたときには、その専用使用権又は通常使用権はそのときから消滅される。

⑤審判長は、第1項の審判の請求があるときには、その旨を当該専用使用権の通常使用権者その他専用使用権に関して登録をした権利を有する者又は当該通常使用権に関して登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第75条(権利範囲の確認審判) 商標権者・専用使用権者又は利害関係人は、登録商標の権利範囲を確認するために商標権の権利範囲の確認審判を請求することができる。

第76条(除斥期間) ①第7条第1項第6号ないし第9号の2及び第14号、第8条及び第72条第1項第2号と第72条の2第1項第3号に該当することを事由とする商標登録の無効審判、商標権の存続期間更新登録の無効審判及び商品分類転換登録の無効審判は、商標登録日、商標権の存続期間更新登録日及び商品分類転換登録日から5年が経過した後は、これを請求することができない。

②第73条第1項第2号・第5号・第6号、第8号から第13号まで及び第74条第1項に該当することを事由とする商標登録の取消審判及び専用使用権又は通常使用権登録の取消審判は、取消事由に該当する事実がなくなった日から3年が過ぎた後はこれを請求することができない。

第77条(共同審判の請求等) ①同じ商標権に関して第71条第1項・第72条第1項及び第72条の2第1項の無効審判、第73条第1項の取消し審判、第74条第1項の専用使用権又は通常使用権登録の取消し審判、又は第75条の権利範囲確認審判を請求する者が2人以上であれば、各自又はその全員が共同で審判を請求することができる。

②共有である商標権の商標権者に対して審判を請求する時には、共有者全員を被請求人として請求しなければならない。

③第1項にかかわらず、商標権又は商標登録を受けることができる権利の共有者がその共有である権利に関して審判を請求する時には、共有者全員が共同で請求しなければならない。

④第1項又は第3項による請求人や第2項による被請求人のうち1人に関して審判手続きの中断又は中止の原因がある時には、全員に関してその効力が発生する。

第77条の2(審判請求方式) ①審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を書いた審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

1. 当事者の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
2. 代理人がいる場合にはその代理人の氏名及び住所か営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
3. 審判事件の表示
4. 請求の趣旨及びその理由

②第1項によって提出された審判請求書の補正は、その要旨を変更することができない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。

1. 第1項第1号による当事者のうち商標権者の記載を正すために補正(追加することを含む)する場合
2. 第1項第4号による請求の理由を補正する場合

3. 商標権者又は専用使用権者が請求人として請求した権利範囲確認審判で、審判請求書の確認対象商標及び商標が使用されている商品(請求人が主張する被請求人の商標及びその使用商品をいう)に対して、被請求人が自身が実際に使用している商標及びその使用商品と比較して異なると主張する場合に、請求人が被請求人の使用商標及びその商品と同じくするために審判請求書の確認対象商標及び使用商品を補正する場合

③第75条の権利範囲確認審判を請求する時には、登録商標と対比されることができる商標見本及びその使用商品目録を添付しなければならない。

第77条の3(審判請求書の却下) ①審判長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には期間を定めてその補正を命じなければならない。

1. 審判請求書が第77条の2第1項・第3項又は第79条第1項に違反した場合
2. 審判に関する手続きが次の各目のいずれか一つに該当する場合

ア. 第5条第1項又は第5条の4に違反した場合

イ. 第37条によって納付しなければならない手数料を納付しない場合

ウ. この法又はこの法による命令で定める方式に違反した場合

②審判長は、第1項による補正命令を受けた者が指定された期間以内に補正をしなければ、決定で審判請求書を却下しなければならない。

③第2項による決定は書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。

第77条の4(補正することができない審判請求の審決却下) 不適切な審判請求であってその欠陥を補正することができない時には、被請求人に答弁書提出の機会を与えず審決として却下することができる。

第77条の5(審判官) ①特許審判院長は、審判請求があれば審判官に審判させる。

②審判官の資格は、大統領令で定める。

③ 審判官は、職務上独立して審判する。

第77条の6(審判官の指定) ①特許審判院長は、各審判事件に対して第77条の8による合議体を構成する審判官を指定しなければならない。

②特許審判院長は、第1項の審判官のうち審判に関与するのに支障がある者がいれば、他の審判官にさせることができる。

第77条の7(審判長) ①特許審判院長は、第77条の6第1項によって指定された審判官のうち1人を審判長として指定しなければならない。

②審判長は、その審判事件に関する事務を総括する。

第 77 条の 8(審判の合議体) ①審判は 3 人又は 5 人の審判官で構成される合議体が行う。

②第 1 項の合議体の合意は、過半数によって決定する。

③ 審判の合意は、公開しない。

第 77 条の 9(答弁書提出等) ①審判長は、審判の請求がある時には請求書の副本を被請求人に送達し、期間を定めて答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。

②審判長は、第 1 項の答弁書を受理した時には、その副本を請求人に送達しなければならない。

③ 審判長は、審判に関して当事者を審問することができる。

第 77 条の 10(審判官の除斥) 審判官は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その審判関与から除斥される。

1. 審判官又はその配偶者や配偶者だった者が事件の当事者、参加人又は商標登録異議申立人である場合

2. 審判官が事件の当事者、参加人又は商標登録異議申立人と親族の関係があるか、このような関係があった場合

3. 審判官が事件の当事者、参加人又は商標登録異議申立人の法定代理人の場合、又はこのような関係があった場合

4. 審判官が事件に対する証人、鑑定人になった場合、又は鑑定人だった場合

5. 審判官が事件の当事者、参加人又は商標登録異議申立人の代理人の場合、又はこのような関係があった場合

6. 審判官が事件に対して審査官又は審判官として商標登録可否決定や商標登録異議申立に対する決定又は審決に関与した場合

7. 審判官が事件に関して直接利害関係を有する場合

第 77 条の 11(除斥申請) 第 77 条の 10 による除斥の原因があれば、当事者又は参加人は除斥申請をすることができる。

第 77 条の 12(審判官の忌避) ①審判官に審判の公正を期待しがたい事情があれば、当事者又は参加人は忌避申請をすることができる。

②当事者又は参加人は、事件に対して審判官に書面又は口頭で陳述をした後には、忌避申請をすることができない。ただし、忌避の原因があることを知らない時、又は忌避の原因がその後に発生した時には、この限りでない。

第 77 条の 13(除斥又は忌避の疎明) ①第 77 条の 11 及び第 77 条の 12 によって除斥又は忌避申請をしようとする者は、その原因を書いた書面を特許審判院長に提出しなければならない。ただし、口述審理をする時には口述ですることができる。

②除斥又は忌避の原因は、申請した日から 3 日以内に疎明しなければならない。

第 77 条の 14(除斥又は忌避申請に関する決定) ①除斥又は忌避申請があれば、審判によって決定しなければ

ならない。

- ② 除斥又は忌避の申請にあった審判官は、その除斥又は忌避に対する審判に関与することができない。ただし、意見を陳述することができる。
- ③ 第1項による決定は、書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。
- ④ 第1項による決定には、不服することができない。

第77条の15(審判手続きの中止) 除斥又は忌避の申請があれば、その申請に対する決定があるまで審判手続きを中止しなければならない。ただし、緊急な時には、この限りでない。

第77条の16(審判官の回避) 審判官が第77条の10又は第77条の12に該当する場合には、特許審判院長の許可を受けて該当事件に対する審判を回避することができる。

第77条の17(審理等) ① 審判は、口述審理又は書面審理とする。ただし、当事者が口述審理を申請したときには、書面審理だけで決定することができるものと認められる場合の他は口述審理をしなければならない。

② 口述審理は公開しなければならない。ただし、公共の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあれば、この限りでない。

③ 審判長は、第1項によって口述審理による審判をする場合には、その期日及び場所を定めてその趣旨を書いた書面を当事者及び参加人に送達しなければならない。ただし、該当事件に出席した当事者及び参加人に知らせたときには、この限りでない。

④ 審判長は、第1項によって口述審理による審判をする場合には、特許審判院長が指定した職員に期日ごとに審理の要旨やその他に必要な事項を書いた調書を作成させなければならない。

⑤ 第4項の調書は、審判の審判長及び調書を作成した職員が記名捺印しなければならない。

⑥ 第4項の調書に関しては「民事訴訟法」第153条・第154条及び第156条から第160条までの規定を準用する。

⑦ 審判に関しては「民事訴訟法」第143条・第259条・第299条及び第367条を準用する。

第77条の18(参加) ① 第77条第1項によって審判を請求することができる者は、審理が終決されるまでその審判に参加することができる。

② 第1項による参加人は、被参加人がその審判の請求を取下げた後にも審判手続きを続行することができる。

③ 審判の結果に対して利害関係を有する者は、審理が終決されるまで当事者の一方を補助するためにその審判に参加することができる。

④ 第3項による参加人は、一切の審判手続きを行うことができる。

⑤ 第1項又は第3項による参加人に対して審判手続きの中断又は中止の原因があれば、その中断又は中止は被参加人に対してもその効力が発生する。

第77条の19(参加の申請及び決定) ① 審判に参加しようとする者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

② 審判長は、参加申請がある場合には、参加申請書の副本を当事者及び他の参加人に送達し、期間を定めて意

見書を提出することができる機会を与えなければならない。

- ③ 参加申請がある場合には、審判によってその参加可否を決定しなければならない。
- ④ 第3項による決定は、書面で行わなければならない。その理由を付さなければならない。
- ⑤ 第3項による決定に関しては、不服することができない。

第77条の20(証拠調査及び証拠保全) ①審判では、当事者、参加人又は利害関係人の申請によって又は職権で証拠調査や証拠保全をすることができる。

②第1項による証拠調査及び証拠保全に関しては「民事訴訟法」中、証拠調査及び証拠保全に関する規定を準用する。ただし、審判官は、過怠料の決定をしたり求人を選んだり保証金を供託させることができない。

③ 証拠保全申請は、審判請求前には特許審判院長に、審判係属中にはその事件の審判長にしなければならない。

④ 特許審判院長は、審判請求前に第1項による証拠保全申請があれば、証拠保全の申請に関与する審判官を指定する。

⑤ 審判長は、第1項によって職権で証拠調査や証拠保全をしたときには、その結果を当事者・参加人又は利害関係人に送達し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。

第77条の21(審判の進行) 審判長は、当事者又は参加人が法定期間又は指定期間内に手続きをしないか第77条の17第3項で規定した期日に出席しなくても審判を進行することができる。

第77条の22(職権審理) ①審判では当事者又は参加人が申請しない理由に対しても審理することができる。この場合、当事者及び参加人に期間を定めてその理由に対して意見を陳述することができる機会を与えなければならない。

②審判では請求人が申請しない請求の趣旨に対しては審理することができない。

第77条の23(審理・審決の併合又は分離) 審判官は、当事者双方又は一方の同じ2以上の審判について審理又は審決を併合したり分離することができる。

第77条の24(審判請求の取下げ) ①審判請求は審決が確定されるまで取下げることができる。ただし、答弁書の提出があれば相手方の同意を受けなければならない。

②2以上の指定商品に関して第71条第1項、第72条第1項又は第72条の2第1項の無効審判を請求した時には、指定商品ごとに取下げることができる。

③ 第1項又は第2項によって取下げると、その審判請求又はその指定商品に対する審判請求は最初からなかったものとみる。

第77条の25(審決) ①審判は特別な規定がある場合を除き審決で終結する。

②第1項の審決は、次の各号の事項を書いた書面で行わなければならない。審決した審判官は、これに記名捺印しなければならない。

1. 審判の番号

2. 当事者及び参加人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
 3. 代理人がいればその代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
 4. 審判事件の表示
 5. 審決の主文
 6. 審決の理由(請求の趣旨及びその理由の要旨を含む)
 7. 審決年月日
- ③ 審判長は、事件が審決をするほどに成熟した時には審理の終決を当事者及び参加人に知らせなければならない。
- ④ 審判長は、必要と認めれば第3項によって審理終決を通知した後にも当事者又は参加人の申請によって又は職権で審理を再開することができる。
- ⑤ 審決は、第3項による審理終決通知をした日から20日以内にする。
- ⑥ 審判長は、審決又は決定があればその謄本を当事者、参加人、及び審判に参加申請をしたがその申請が拒否された者に送達しなければならない。

第77条の26(一事不再理) この法による審判の審決が確定された時には、その事件に対しては誰も同じ事実及び同じ証拠によって再び審判を請求することができない。ただし、確定された審決が却下審決の場合には、この限りでない。

第77条の27(訴訟との関係) ① 審判長は、審判において必要であればその審判事件と関連する他の審判の審決が確定するか訴訟手続きが完結するまでその手続きを中止することができる。

② 法院は、訴訟手続きにおいて必要であれば商標に関する審決が確定するまでその訴訟手続きを中止することができる。

③ 法院は、商標権又は専用使用権の侵害に関する訴が提起された場合には、その趣旨を特許審判院長に通報しなければならない。その訴訟手続きが終わった時にもまた同じである。

④ 特許審判院長は、第3項による商標権又は専用使用権の侵害に関する訴に対応してその商標権に関する無効審判等が請求された場合には、その趣旨を第3項に該当する法院に通報しなければならない。その審判請求書の却下決定、審決又は請求の取下げがある時にもまた同じである。

第77条の28(審判費用) ① 第71条第1項・第72条第1項・第72条の2第1項・第73条第1項・第74条第1項及び第75条の審判費用の負担は、審判が審決によって終結する時にはその審決として、審判が審決によらずに終結する時には決定として定めなければならない。

- ② 第1項の審判費用に関しては、「民事訴訟法」第98条から第103条まで、第107条第1項・第2項、第108条、第111条、第112条及び第116条を準用する。
- ③ 第70条の2及び第70条の3の審判費用は、請求人の負担とする。
- ④ 第3項によって請求人が負担する費用に関しては、「民事訴訟法」第102条を準用する。
- ⑤ 審判費用額は、審決又は決定が確定された後当事者の請求によって特許審判院長が決定する。
- ⑥ 審判費用の範囲・金額・納付及び審判で手続上の行為をするために必要な費用の支給に関しては、その性

質に反しない限り「民事訴訟費用法」中の該当規定の例による。

⑦ 審判の代理をした弁理士に当事者が支給した又は支給する報酬は、特許庁長が定める金額の範囲で審判費用とみる。この場合、複数名の弁理士が審判の代理をした場合でも1人の弁理士が審判代理をしたものとみる。

第77条の29(審判費用額に対する執行名義) この法によって特許審判院長が定めた審判費用額に関して確定された決定は、執行力ある執行名義と同じ効力を持つ。この場合、執行力ある正本は、特許審判院所属公務員が付与する。

第78条

第79条(拒絶決定又は補正却下決定に対する審判請求方式) ①第70条の2の規定による拒絶決定に対する審判又は第70条の3の規定による補正却下決定に対する審判を請求する者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

1. 請求人及び代理人の氏名と住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)

1の2. 代理人がある場合には、その代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

2. 出願日付及び出願番号

3. 指定商品及びその類区分

4. 審査官の拒絶決定日付又は補正却下決定日付

5. 審判事件の表示

6. 請求の旨及びその理由

②第1項によって提出された審判請求書を補正する場合、その要旨を変更することができない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。

1. 第1項第1号による請求人の記載を正すために補正(追加することを含む)する場合

2. 第1項第6号による請求の理由を補正する場合

③特許審判院長は、第70条の2の規定による拒絶決定に対する審判が請求された場合、当該拒絶決定が商標登録異議申立によるものであるときには、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

第80条

第81条(審査規定の拒絶決定に対する審判への準用) ①①拒絶決定に対する審判に関しては、第15条、第17条、第18条、第23条第2項から第4項まで、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条から第30条まで、第46条の4第2項・第3項及び第48条第2項・第3項を準用する。この場合、その商標登録出願または指定商品の追加登録出願に対してすでに出願公告がある場合には、第24条は準用しない。

②第1項によって第17条を準用する場合には、第17条第3項中“第70条の3の規定による補正却下決定に対する審判を請求したとき”は“第85条の3第1項によって訴えを提起したとき”、“その審判の審決が確定されるまで”は“その判決が確定されるまで”と見なす。

③第1項により準用される第17条第4項から第6項まで、第23条第2項から第4項まで、第46条の4第2項・第3項及び第48条第2項・第3項を適用する時には、拒絶決定の理由と異なる拒絶理由を発見した場合にも準用する。

第82条(拒絶決定及び補正却下決定に対する審判の特則) 第77条の9第1項・第2項、第77条の18及び第77条の19は、第70条の2による拒絶決定に対する審判、及び第70条の3による補正却下決定に対する審判には適用しない。

第82条の2(審査又は商標登録異議申立手続きの効力) 審査又は商標登録異議申立でした商標に関する手続きは、商標登録拒絶決定又は商標権の存続期間更新登録出願、指定商品追加登録出願、商品分類転換登録申請の拒絶決定に対する審判でもその効力がある。

第82条の3(商標登録拒絶決定等の取消し) ①審判官は、第70条の2又は第70条の3による審判が請求された場合に、その請求が理由があると認めた時には、審決で拒絶決定又は補正却下決定を取り消さなければならない。

②審判で拒絶決定又は補正却下決定を取り消す場合には、審査に付すものであるという審決をすることができる。

③第1項及び第2項による審決において、取消しの基本になった理由は、その事件に対して審査官を拘束する。

第8章 再審及び訴訟

第83条(再審の請求) ①当事者は、確定された審決に対して再審を請求することができる。

②第1項の再審請求に関しては「民事訴訟法」第451条・第453条及び第459条第1項を準用する。

第84条(詐害審決に対する不服請求) ①審判の当事者が共謀して第三者の権利又は利益を詐害する目的で審決をさせたときには、第三者はその確定された審決に対して再審を請求することができる。〈改正1995.1.5〉

②第1項の再審請求の場合に審判の当事者を共同被請求人とする。

第84条の2(再審請求の期間) ①当事者は、審決確定後再審の事由を知った日から30日以内に再審を請求しなければならない。

②代理権の欠陥を理由として再審を請求する場合に、第1項の期間は請求人又は法定代理人が審決謄本の送達によって審決があることを知った日の翌日から起算する。

③ 審決確定後3年を過ぎた時には、再審を請求することができない。

④ 再審事由が審決確定後に生じた時には、第3項の期間は、その事由が発生した日の翌日から起算する。

⑤ 第1項及び第3項は、該当審決以前に行われた確定審決と抵触するという理由で再審を請求する場合には適用しない。

第 85 条(再審によって回復した商標権の効力の制限) 次の各号の 1 に該当する場合には、商標権の効力は当該審決が確定された後、再審請求の登録前に善意で当該登録商標と同一な商標をその指定商品と同一な商品に使用した行為、第 66 条第 1 項各号の 1 または同条第 2 項各号の 1 に該当する行為には及ばない。

1. 商標登録又は商標権の存続期間更新登録が無効となった後、再審によってその効力が回復された場合
2. 商標登録が取消された後、再審によってその効力が回復された場合
3. 商標権の権利範囲に属さないという審決が確定された後、再審によってこれと相反する審決が確定された場合

第 85 条の 2(再審での審判規定の準用) 審判に対する再審の手続きに関しては、その性質に反しない限り審判の手續きに関する規定を準用する。

第 85 条の 3(審決等に対する訴) ①審決に対する訴と、第 81 条第 1 項(第 85 条の 2 で準用する場合を含む)によって準用される第 17 条第 1 項による補正却下決定及び審判請求書や再審請求書の却下決定に対する訴は、特許法院の専属管轄とする。

②第 1 項による訴は、当事者、参加人又は該当審判や再審に参加申請をしたがその申請が拒否された者だけ提起することができる。

③ 第 1 項による訴は、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない。

④ 第 3 項の期間は、不変期間とする。

⑤ 審判長は、住所又は居所が遠く離れた所にあるか交通が不便な地域にいる者のために職権で第 3 項の不変期間に対して付加期間を定めることができる。

⑥ 審判を請求することができる事項に関する訴は、審決に対したものでなければ提起することができない。

⑦ 第 77 条の 28 第 1 項による審判費用の審決又は決定に対しては、独立して第 1 項による訴を提起することができない。

⑧ 第 1 項による特許法院の判決に対しては、大法院に上告することができる。

第 85 条の 4(被告適格) 第 85 条の 3 第 1 項による訴の提起は、特許庁長を被告としなければならない。ただし、第 71 条第 1 項、第 72 条第 1 項、第 72 条の 2 第 1 項、第 73 条第 1 項及び第 3 項、第 74 条第 1 項と第 75 条による審判又はその再審の審決に対する訴提起は、その請求人又は被請求人を被告としなければならない。

第 85 条の 5(訴提起通知・裁判書正本送付) ①法院は、第 85 条の 3 第 1 項による訴の提起又は同条第 8 項による上告がある時には、遅滞なくその趣旨を特許審判院長に通知しなければならない。

②法院は、第 85 条の 4 ただし書きによる訴に関して訴訟手續きが完結した時には、遅滞なくその事件に対する各審級の裁判書定本を特許審判院長に送付しなければならない。

第 85 条の 6(審決又は決定の取消し) ①法院は、第 85 条の 3 第 1 項によって訴が提起られた場合に、その請求が理由があると認めた時には、判決で該当審決又は決定を取り消さなければならない。

②審判官は、第 1 項によって審決又は決定の取消し判決が確定された時には、再び審理をして審決又は決定を

しなければならない。

③ 第1項による判決において取消しの基本となった理由は、その事件に対して特許審判院を拘束する。

第85条の7(弁理士の報酬と訴訟費用) 訴訟を代理した弁理士の報酬に関しては、「民事訴訟法」第109条を準用する。この場合 “弁護士” は “弁理士” とみる。

第86条 削除

第8章の2 マドリッド議定書による国際出願

第1節 国際出願等

第86条の2(国際出願) 議定書第2条(1)の規定による国際登録(以下、“国際登録”という。)を受けようとする者は、次の各号の1に該当する商標登録出願又は商標登録を基礎にして特許庁長に国際出願をしなければならない。

1. 本人の商標登録出願
2. 本人の商標登録
3. 本人の商標登録出願及び本人の商標登録

[本条新設 2001. 2. 3]

第86条の3(出願人適格) ①特許庁長に国際出願をすることができる者は、次の各号の1に該当する者とする。

1. 大韓民国国民
2. 大韓国内に住所(法人の場合には営業所)を有した者

②2人以上が共同で国際出願をしようとする場合には、出願人適格に関して 産業通商資源部令が定める要件を満たさなければならない。

[本条新設 2001.2.3]

第86条の4(国際出願手続) ①国際出願をしようとする者は、産業通商資源部令が定める言語で作成した国際出願書(以下、“国際出願書”という。)及び必要な書類を特許庁長に提出しなければならない。

②国際出願書には次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 出願人の氏名及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)
2. 第86条の3の規定による出願人適格に関する事項
3. 商標の保護を受けようとする国家(政府機関を含む。以下、“指定国”という。)
4. 議定書第2条(1)の規定による基礎出願(以下、“基礎出願”という。)の出願日付及び出願番号又は議定書第2条(1)の規定による基礎登録(以下、“基礎登録”という。)の登録日付及び登録番号
5. 国際登録を受けようとする商標
6. 国際登録を受けようとする商品及びその類区分

7.その他産業通商資源部令が定める事項

③ 国際出願をしようとする者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、該当号で定める事項とともに第2項各号の事項を国際出願書に書かなければならない。

1. 色彩を商標の識別力ある要素として請求しようとする場合:その趣旨と色彩又は色彩の組合せ
2. 出願の基礎とする標章が第2条第1項第1号ア目の立体的形状又は同号イ目に該当する標章の場合:第9条第2項による趣旨と説明(立体的形状の場合には説明は除く)
3. 出願の基礎とする標章が第2条第1項第1号ウ目に該当する標章の場合:第9条第3項による趣旨と説明及び視覚的表現
4. 出願の基礎とする標章が地理的表示団体標章の場合:その趣旨

[本条新設 2001.2.3]

第86条の5(記載事項の審査等) ①特許庁長は、国際出願書の記載事項が基礎出願又は基礎登録の記載事項と合致する場合には、その事実を認めるという旨と国際出願書の特許庁に到達した日を国際出願書に記載しなければならない。

②特許庁長は、第1項の規定により到達日などを記載した後は、即時、国際出願書及び国際出願に必要な書類を議定書第2条(1)の規定による国際事務局(以下、“国際事務局”という。)に送り、その国際出願書の写本を当該出願人に送らなければならない。

[本条新設 2001.2.3]

第86条の6(事後指定) ①国際登録名義人は、国際登録された商標の保護を受けようとする国家又は政府機構を追加指定(以下、“事後指定”という。)しようとする場合には、産業通商資源部令が定めるところにより特許庁長に事後指定を申請することができる。

②第1項の規定を適用するにおいて、国際登録名義人は国際登録された指定商品の全部又は一部に対して事後指定をすることができる。

[本条新設 2001.2.3]

第86条の7(存続期間の更新) ①国際登録の名義人は、国際登録の存続期間を10年間ずつ更新することができる。

②第1項の規定によって国際登録の存続期間を更新しようとする者は、産業通商資源部令が定めるところによって特許庁長に国際登録存続期間の更新を申請することができる。

[本条新設 2001.2.3]

第86条の8(国際登録の名義変更) ①国際登録の名義人又はその承継人は、指定商品又は指定国の全部又は一部に対して国際登録の名義を変更することができる。

②第1項の規定によって国際登録の名義を変更しようとする者は、産業通商資源部令が定めるところによって特許庁長に国際登録の名義変更登録を申請することができる。

[本条新設 2001.2.3]

第 86 条の 9(手数料の納付) ①次の各号の 1 に該当する者は、手数料を特許庁長に納付しなければならない。

1. 国際出願をしようとする者
2. 事後指定を申請しようとする者
3. 第 86 条の 7 の規定により国際登録存続期間の更新を申請しようとする者
4. 第 86 条の 8 の規定により国際登録名義変更登録を申請しようとする者

②第 1 項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[本条新設 2001.2.3]

第 86 条の 10(手数料未納付に対する補正) 特許庁長は、第 86 条の 9 第 1 項各号の 1 に該当する者が同条第 2 項の規定によって納付しなければならない手数料を納付しなかった場合には、期間を定めて補正を命ずることができる。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 11(手続の無効) 特許庁長は、第 86 条の 10 の規定によって補正命令を受けた者が指定された期間以内にその手数料を納付しなかった場合には、当該手続を無効にすることができる。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 12(国際登録事項の変更登録等) 国際登録事項の変更登録申請等その他国際出願に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[本条新設 2001.2.3]

第 86 条の 13(業務標章に関する適用の除外) 第 86 条の 2 乃至第 86 条の 12 の規定は、業務標章に対してこれを適用しない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 2 節 国際商標登録出願に関する特例

第 86 条の 14(国際商標登録出願) ①議定書により国際登録された国際出願として大韓民国を指定国と指定(事後指定を含む。)した国際出願は、この法による商標登録出願とみなす。

②第 1 項の規定を適用するにおいて議定書第 3 条(4)の規定による国際登録日(以下“国際登録日”という。)をこの法による商標登録出願日とみなす。但し、大韓民国を事後指定した国際出願の場合には、その事後指定が国際登録簿(議定書第 2 条(1)の規定による国際登録簿をいう。以下同じ)に登録された日(以下“事後指定日”という。)をこの法による商標登録出願日とみなす。

③第 1 項の規定によりこの法による商標登録出願とみなす国際出願(以下“国際商標登録出願”という。)に対しては、国際登録簿に登録された国際登録名義人の氏名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所

の所在地)、商標、指定商品及びその類区分はこの法による出願人の氏名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地)、商標、指定商品及びその類区分とみなす。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 15(業務標章の特例) 国際商標登録出願に関しては、業務標章に関する規定は、国際商標登録出願に対してこれを適用しない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 16(国際商標登録出願の特例) ①国際商標登録出願に対し本法を適用するにおいて、国際登録簿に登録された優先権主張の旨、最初に出願した国家名及び出願の年月日は、商標登録出願書に記載された優先権主張の旨、最初に出願した国家名及び出願の年月日と見なす。

②国際商標登録出願に対し本法を適用する時には、国際登録簿に登録された立体的形状、第 2 条第 1 項第 1 号イ目又はウ目に該当する商標という旨は、商標登録出願書に記載された立体的形状、第 2 条第 1 項第 1 号イ目又はウ目に該当する商標の旨と見なす。

③ 団体標章登録を受けようとする者は、第 9 条第 4 項による書類を、証明標章登録を受けようとする者は、同条第 5 項による書類を産業通商資源部令で定める期間以内に提出しなければならない。この場合、地理的表示団体標章の登録を受けようとする者は、その趣旨を書いた書類と第 2 条第 1 項第 3 号の 2 による地理的表示の定義に合致することを立証することができる大統領令で定める書類を一緒に提出しなければならない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 17(国内登録商標がある場合の国際商標登録出願の効果) ①大韓民国に設定された商標(国際商標登録出願による登録商標を除く。以下、この条で“国内登録商標”という。)の商標権者が国際商標登録出願をする場合として次の各号の要件を備えたときには、その国際商標登録出願は指定商品が重複される範囲内で当該国内登録商標に関する商標登録出願の出願日に出願されたものとみなす。

1. 国際商標登録出願により国際登録簿に登録された商標(以下、“国際登録商標”という。) と国内登録商標が同一であること

2. 国際登録商標に関する国際登録名義人と国内登録商標の商標権者が同一であること

3. 国内登録商標の指定商品が国際登録商標の指定商品に全て含まれていること

4. 意見書第 3 条の 3 の規定による領域拡張の効力が国内登録商標の商標登録日後に発生すること

②第 1 項の規定による国内登録商標に関する商標登録出願に対して条約による優先権が認められる場合には、その優先権が同項の規定による国際商標登録出願にも認められる。

③国内登録商標の商標権が次の各号のいずれか一つに該当する事由で取消されたり消滅される場合には、その取消又は消滅された商標権の指定商品と同一な範囲で第 1 項及び第 2 項による該当国際商標登録出願に対する効果は認められない。

1. 第 73 条第 1 項第 2 号・第 3 号及び第 5 号から第 13 号までの規定に該当するという事由で商標登録を取り消すという審決が確定された場合

2. 第73条第1項第2号・第3号及び第5号から第13号までの規定に該当するということを事由で商標登録の取消審判が請求され、その請求日後に存続期間の満了により商標権が消滅するとか 商標権又は指定商品の一部の放棄がある場合

④議定書第4条の2第2項の規定による申請をしようとする者は、次の各号の事項を記した申請書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 国際登録名義人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
2. 国際登録番号
3. 関連国内登録商標番号
4. 重複する指定商品
5. その他産業通商資源部令が定める事項

⑤審査官は、第4項の規定による申請があるときには、当該国際商標登録出願に対し第1項乃至第3項による効果の認定可否を申請人に通知しなければならない。

[本条新設 2001.2.3]

第86条の18(出願の承継及び分割移転等の特例) ①第12条第1項の規定は、国際商標登録出願に対しこれを適用するにおいては、“相続その他一般承継の場合を除いては出願人変更申告を”は“出願人が国際事務局に出願人変更申告を”とする。

②国際登録の名義変更によって国際登録の指定商品の全部又は一部が分割して移転された場合には、国際商標登録出願は変更前国際登録名義人により後それぞれ出願されたものと見なす。

③第12条第4項の規定は、国際商標登録出願に関してこれを適用しない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第86条の19(補正の特例) ①第14条第1項の規定は、国際商標登録出願に対してこれを適用するにおいて、“その商標登録出願に関する指定商品及び商標”は“第23条第2項の規定による拒絶理由の通知を受けたときに限りその商標登録出願に関する指定商品を”とする。

②第15条の規定国際商標登録出願に対してこれを適用するにおいて、“指定商品及び商標を”は“指定商品を”とする。

③第16条第1項第4号の規定は、国際商標登録出願に対しこれを適用しない。

④第16条第2項又は第3項の規定は、国際商標登録出願に対しこれを適用するにおいて、“商標又は指定商品”は各々“指定商品”とする。

[本条新設 2001. 2. 3]

第86条の20(出願の分割の特例) 第18条の規定は、国際商標登録出願に対し、これを適用しない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第86条の21(出願変更の特例) 第19条第1項乃至第4項の規定は、国際商標登録出願に関してこれを適用しない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 22 (パリ条約による優先権主張の特例) 第 20 条第 4 項及び第 5 項の規定は、国際商標登録出願をする者がパリ条約による優先権主張を行う場合には、これを適用しない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 23 (出願時及び優先審査の特例) ①第 21 条第 2 項の規定は、国際商標登録出願に対しこれを適用するにおいて、“その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長に提出し、これを証明することができる書類を商標登録出願日から 30 日以内”は“その旨を記載した書面及びこれを証明することができる書類を 産業通商資源部令が定める期間以内”とする。

②国際商標登録出願に関しては第 22 条の 4 第 2 項を適用しない。

[本条新設 2001.2.3]

第 86 条の 24 (拒絶理由通知の特例) ①第 23 条第 2 項の規定を国際商標登録出願に対し適用する場合には、“出願人に”を“国際事務局を通じて出願人に”とする。

②第 23 条第 4 項は、国際商標登録出願に対して適用しない。

[本条新設 2007. 01. 03]

第 86 条の 25 (出願公告の特例) 第 24 条第 1 項の規定は、国際商標登録出願に対しこれを適用するにおいて、“拒絶理由を発見することができないときには”は“産業通商資源部令が定める期間以内に拒絶理由を発見することができないときには”とする。

[本条新設 2001.2.3]

第 86 条の 26 (損失補償請求権の特例) 第 24 条の 2 第 1 項但し書きの規定は、国際商標登録出願に対してこれを適用するにおいては、“当該商標登録出願の写本”は“当該国際出願の写本”とする。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 26 <削除 2007. 01. 03>

第 86 条の 27 (商標登録決定及び職権による補正の特例) ①第 30 条の規定は、国際商標登録出願に対しこれを適用するにおいては、“拒絶理由を発見することができないときには”は“産業通商資源部令が定める期間以内に拒絶理由を発見することができないときには”とする。

②国際商標登録出願に関しては第 24 条の 3 を適用しない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 28 (商標登録料等の特例) ①国際商標登録出願をしようとする者又は第 86 条の 31 の規定により設定登録を受けた商標権(以下、“国際登録基礎商標権”という。)の存続期間の更新をする者は、議定書第 8 条 (7) (a) の規定による個別手数料を国際事務局に納付しなければならない。

②第 1 項の規定による個別手数料に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

③第 34 条・第 34 条の 2・第 35 条・第 36 条・第 36 条の 2 及び第 36 条の 3 の規定は、国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権に関して、これを適用しない。

[本条新設 2001.2.3]

第 86 条の 29(商標登録料等の返還の特例) 第 38 条本文の規定は、国際商標登録出願に対しこれを適用するにおいては、“納付された商標登録料及び手数料”は“納付された手数料”とし、同条同項但し書きと同条第 2 項及び第 3 項の規定を適用するにおいては“商標登録料及び手数料”は“手数料”とする。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 30(商標原簿への登録の特例) ①第 39 条第 1 項第 1 号の規定は、国際登録基礎商標権に対しこれを適用するにおいて、“商標権の設定・移転・変更・消滅・存続期間の更新・第 46 条の 2 の規定による商品分類転換・指定商品の追加又は処分の制限”は“商標権の設定又は処分の制限”とする。

②国際登録基礎商標権の移転・変更・消滅又は存続期間の更新は、国際登録簿に登録されたところによる。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 31(商標権の設定登録の特例) 第 41 条第 2 項は、国際商標登録出願に対して適用する時に“第 34 条第 1 項または第 35 条により商標登録料(第 34 条第 1 項後段により分割納付する場合には 1 次商標登録料をいう。以下この項で同じ)を納付した時、第 36 条の 2 第 2 項により商標登録料を補填した時または第 36 条の 3 第 1 項により商標登録料を納付するか補填した時”は“商標登録決定があった時”とみなす。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 32(商標権の存続期間等の特例) ①国際登録基礎商標権の存続期間は、第 86 条の 31 の規定による商標権その設定登録がある日から国際登録日後 10 年になる日までとする。

②国際登録基礎商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新によって 10 年間ずつ更新することができる。

③第 2 項の規定による国際登録基礎商標権の存続期間が更新された場合には、当該国際登録基礎商標権の存続期間はその存続期間の満了時に更新されたものと見なす。

④国際登録基礎商標権に関しては、第 42 条、第 43 条、第 46 条、第 46 条の 2、第 46 条の 4、第 46 条の 5、第 49 条第 1 項・第 2 項及び第 64 条の 2 を適用しない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 33(指定商品の追加登録出願の特例) 第 47 条・第 48 条及び第 49 条第 3 項の規定は、国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権に対して、これを適用しない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 34(商標権の分割の特例) 第 54 条の 2 の規定は、国際登録基礎商標権に対して、これを適用しない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 35(商標権登録の効力の特例) ①国際登録基礎商標権の移転・変更・放棄による消滅又は存続期間の更新は、国際登録簿に登録しなければその効力が発生しない。

②第 56 条第 1 項第 1 号の規定(処分の制限に関する部分を除く。)は、国際登録基礎商標権に関して、これを適用しない。

③第 56 条第 2 項の規定は、国際登録基礎商標権に対してこれを適用するにおいて、“商標権・専用使用権”は“専用使用権”とする。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 36(国際登録消滅の効果) ①国際商標登録出願の基礎となる国際登録の全部又は一部が消滅した場合には、その消滅した範囲内で当該国際商標登録出願は、指定商品の全部又は一部に対して取り下げられたものと見なす。

②国際登録基礎商標権の基礎となる国際登録の全部又は一部が消滅した場合には、その消滅した範囲内で当該商標権は指定商品の全部又は一部に対して消滅されたものと見なす。

③第 1 項及び第 2 項の規定による取下げ又は消滅の効果は、国際登録簿上当該国際登録が消滅された日から発生する。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 37(商標権の放棄の特例) ①第 60 条第 1 項の規定は、国際登録基礎商標権に関して、これを適用しない。

②第 61 条の規定は、国際登録基礎商標権に対してこれを適用するにおいて“商標権・専用使用権”は、各々“専用使用権”とする。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 86 条の 38(存続期間更新登録の無効審判の特例) ①第 72 条及び第 72 条の 2 の規定は、国際登録基礎商標権に関して、これを適用しない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第 3 節 商標登録出願の特例

第 86 条の 39(国際登録消滅後の商標登録出願の特例) ①大韓民国を指定(事後指定を含む。)した国際登録の対象である商標が指定商品の全部又は一部に関して議定書第 6 条(4)の規定によってその国際登録が消滅された場合には、当該国際登録の名義人は当該商品の全部又は一部に関して特許庁長に商標登録出願をすることができる。

②第 1 項の規定による商標登録出願が、次の各の要件を備えたときには国際登録日(事後指定の場合には事後指定日)に出願されたものと見なす。

1. 第 1 項の規定による商標登録出願が同項の規定による国際登録が消滅された日から 3 ヶ月以内に出願されること

2. 第1項の規定による商標登録出願の指定商品が同項の規定による国際登録の指定商品に全て含まれること

3. 商標登録を受けようとする商標が消滅された国際登録の対象である商標と同一なこと

③第1項の規定による国際登録に関する国際商標登録出願に対して条約による優先権が認められる場合には、その優先権が同項の規定による商標登録出願に認められる。

[本条新設 2001. 2. 3]

第86条の40(議定書廃棄後の商標登録出願の特例) ①大韓民国を指定する(事後指定を含む。)国際登録の名義人が議定書第15条(5)(b)の規定によって出願人適格を失うことになったときには、当該国際登録の名義人は国際登録された指定商品の全部又は一部に関して特許庁長に商標登録出願をすることができる。

②第86条の39第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による商標登録出願に関してこれを準用する。この場合、第86条の39第2項第1号の規定中“同項の規定による国際登録が消滅された日から3ヶ月以内”は“議定書第15条(3)の規定によって廃棄の効力が発生した日から2年以内”とする。

[本条新設 2001. 2. 3]

第86条の41(審査の特例) 第23条・第24条及び第25条乃至第29条の規定は次の各号の1に該当する商標登録出願(以下、“再出願”という。)が第86条の31の規定により設定登録された本人の登録商標に関する場合、当該商標登録出願に対しては、これを適用しない。

1. 第86条の39第2項各号の要件を備えて同条第1項の規定により行う商標登録出願

2. 第86条の40第2項の規定によって準用する第86条の39第2項各号の要件を備えて第86条の40第1項の規定により行う商標登録出願

[本条新設 2001. 2. 3]

第86条の42(除斥期間の特例) 再出願により当該商標が設定登録された従前の国際登録基礎商標権に対する第76条第1項の除斥期間が経過されたときには、再出願により設定登録された商標に対して無効審判を請求することができない。

[本条新設 2001. 2. 3]

第9章 補 則

第87条(書類の閲覧等) 商標登録出願及び審判に関する証明、書類の謄本又は抄本の交付、商標原簿及び書類の閲覧又は複写を必要とする者は、特許庁長又は特許審判院長にこれを申請することができる。

第88条(商標登録出願・審査・審判・再審書類又は商標原簿等の搬出と公開禁止) ①商標登録出願・審査・商標登録異議申立・審判・再審に関する書類又は商標原簿は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除いてはこれを外部に搬出することができない。

1. 第22条の2第1項乃至第3項の規定による商標検索等のために商標登録出願・地理的表示団体標章登録出願・審査又は商標登録異議申立に関する書類を搬出する場合

2. 第 92 条第 1 項による商標文書電子化業務の委託のために商標登録出願・審査・商標登録異議申立・審判・再審に関する書類若しくは商標原簿を搬出する場合

3. 「電子政府法」第 32 条第 2 項の規定によるオンライン遠隔勤務のために商標登録出願・審査・商標登録異議申立・審判・再審に関する書類若しくは商標原簿を搬出する場合

②商標登録出願・審査・商標登録異議申立・審判若しくは再審で係属中にある事件の内容又は商標登録可否決定・審決若しくは決定の内容に関しては、鑑定・証言又は質疑に回答することができない。

第 89 条(商標公報) ①特許庁は、商標公報を発行しなければならない。

②商標公報は、産業通商資源部令が定めるところによって電子的媒体で発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体で商標公報を発行する場合には、情報通信網を活用して商標公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

④商標公報に掲載する事項は、大統領令で定める。

第 90 条(登録商標の表示) 商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、登録商標を使用するときには当該商標が登録商標であることを表示することができる。

第 90 条の 2(同音異義語地理的表示登録団体標章の表示) 2 以上の地理的表示登録団体標章が互いに同音異義語地理的表示に該当する場合には、各団体標章権者及びその所属団員は地理的出所について需要者に混同をもたらさないようにする表示を登録団体標章と共に使用しなければならない。

[本条新設 2004. 12. 31]

第 91 条(虚偽表示の禁止) 誰でも次の各号の 1 に該当する行為をしてはならない。

1. 登録をしていない商標又は商標登録出願をしていない商標を登録商標又は登録出願商標であるように商品に表示する行為

2. 登録をしていない商標又は商標登録出願をしていない商標を登録商標又は登録出願商標であるように営業用広告・看板・標札・商品の包装又はその他営業用取引書類等に表示する行為

3. 指定商品以外の商品に対して登録商標を使用する場合に、その商標に商標登録の表示又はこれと混同しやすい表示をする行為

②第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による商標を表示する行為には、商品、商品の包装、広告、看板又は標札を標章の形状にすることを含む。

第 91 条の 2(登録商標と類似の商標等に対する特則) ①第 50 条、第 53 条、第 55 条第 3 項、第 57 条第 2 項、第 62 条、第 67 条第 3 項、第 73 条第 1 項第 3 号及び第 4 項、第 85 条、第 90 条及び第 91 条に規定された“登録商標”には、その登録商標と類似の商標として色彩を登録商標と同一にすれば、登録商標と同一な商標であると認められる商標を含むものとする。

②第 66 条第 1 項第 1 号及び第 73 条第 1 項第 2 号に規定された“登録商標と類似の商標”には、その登録商標と類似の商標として色彩を登録商標と同一にすれば、登録商標と同一な商標であると認められる商標を含まないものとする。

③第 66 条第 2 項第 1 号に規定された“他人の地理的表示登録団体標章と類似の商標”には、その登録団体標章と類似の商標で色彩を登録団体標章と同一にすれば登録団体標章と同一商標と認められる商標を含まないものとする。

④第 1 項乃至第 3 項は、色彩若しくは色彩の組合せのみからなつた登録商標の場合には、これを適用しない。

[本条新設 1995. 12. 29]

第 92 条(商標文書電子化業務の代行) ①特許庁長は、商標に関する手続きを効率的に処理するために必要であると認めれば、商標登録出願・審査・審判・再審に関する書類又は商標原簿を電算情報処理組織と電算情報処理組織の利用技術を活用して電子化する業務又はこれと類似の業務(以下“商標文書電子化業務”という)を産業通商資源部令で定める施設及び人材を備えた法人に委託して遂行させることができる。

②特許庁長は、第 5 条の 27 第 1 項による電子文書で提出されない商標登録出願書、その他に産業通商資源部令で定める書類を第 1 項によって電子化してこれを特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録することができる。

③ 第 2 項によってファイルに収録された内容は、該当書類に書かれた内容と同じものとみる。

④ 第 1 項による商標文書電子化業務の遂行方法及びその他に商標文書電子化業務の遂行のために必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

⑤ 特許庁長は、第 1 項によって商標文書電子化業務の委託を受けた者(以下“商標文書電子化機関”という)が第 1 項によって産業通商資源部令で定める施設及び人材基準に達せず、特許庁長が要求した是正措置に応じない場合には、商標文書電子化業務の委託を取り消すことができる。

第 92 条の 2(公示送達) ①送達を受ける者の住所や営業所が不明で送達することができない時には、公示送達をしなければならない。

②公示送達は、送達する書類を受ける者にいつでも交付するという旨を商標公報に掲載することで行う。

③ 最初の公示送達は、商標公報に掲載した日から 2 週間が経つとその効力が発生する。ただし、同じ当事者に対する以後の公示送達は、商標公報に掲載した日の翌日からその効力が発生する。

第 92 条の 3(在外者に対する送達) ①在外者であつて商標管理人がいれば、その在外者に送達する書類は商標管理人に送達しなければならない。ただし、審査官が第 86 条の 24 によって国際事務局を通じて国際商標登録出願人に拒絶理由を通知する場合には、この限りでない。

②在外者であつて商標管理人がいなければ、その在外者に送達する書類は航空書留郵便で発送することができる。

③ 第 2 項によって書類を航空書留郵便で発送した時には、その発送をたいてい日に送達されたものとみる。

第 92 条の 4(書類の送達) この法に規定された書類の送達手続き等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 92 条の 5(書類の提出等) 特許庁長又は審査官は、当事者に審判又は再審に関する手続き以外の手続きを処理するために必要な書類、その他の物件の提出を命ずることができる。

第 92 条の 6(不服の制限) ①補正却下決定、商標登録可否決定、審決、審判請求書や再審請求書の却下決定に対しては、他の法律による不服することができず、この法によって不服することができないように規定されている処分に対しては、他の法律による不服をすることができない。

②第 1 項による処分以外の処分の不服に対しては、「行政審判法」又は「行政訴訟法」による。

第 92 条の 7(秘密維持命令) ①法院は、商標権又は専用使用権の侵害に関する訴訟において一方の当事者が保有した営業秘密(「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第 2 条第 2 号による営業秘密をいう。以下同じ)に対して次の各号の事由を全て疎明した場合には、その当事者の申請によって決定により他の当事者(法人の場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他に該当訴訟によって営業秘密を知るようになった者に、その営業秘密を該当訴訟の継続的な遂行以外の目的に使用したり、その営業秘密に係るこの項による命令を受けた者以外の者に公開しないことを命ずることができる。ただし、その申請時点まで他の当事者(法人の場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他に該当訴訟によって営業秘密を知るようになった者が、第 1 号に規定された準備書面の閲覧や証拠の調査以外の方法でその営業秘密をすでに取得している場合には、この限りでない。

1. すでに提出したか提出しなければならない準備書面、又はすでに調査したか調査しなければならない証拠に営業秘密が含まれているということ

2. 第 1 号の営業秘密が該当訴訟遂行以外の目的に使用されるか公開されれば、当事者の営業に支障を与える恐れがあつてこれを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があるということ

②第 1 項による命令(以下“秘密維持命令”という)の申請は、次の各号の事項を書いた書面で行なければならない。

1. 秘密維持命令を受ける者

2. 秘密維持命令の対象になる営業秘密を特定するに十分な事実

3. 第 1 項各号の事由に該当する事実

③ 法院は、秘密維持命令が決定した場合には、その決定書を秘密維持命令を受けた者に送達しなければならない。

④ 秘密維持命令は、第 3 項の決定書が秘密維持命令を受けた者に送達された時から効力が発生する。

⑤ 秘密維持命令の申請を棄却するか却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第 92 条の 8(秘密維持命令の取消し) ①秘密維持命令を申請した者又は秘密維持命令を受けた者は、第 92 条の 7 第 1 項による要件を備えることができなかつたか備えることができなくなった場合、訴訟記録を保管している法院(訴訟記録を保管している法院がない場合には秘密維持命令を下した法院)に秘密維持命令の取消しを申請することができる。

②法院は、秘密維持命令の取消し申請に対する裁判がある場合には、その決定書をその申請をした者及び相手方に送達しなければならない。

③ 秘密維持命令の取消し申請に対する裁判に対しては、即時抗告ができる。

④ 秘密維持命令を取り消す裁判は、確定されるとその効力が発生する。

⑤ 秘密維持命令を取り消す裁判をした法院は、秘密維持命令の取消し申請をした者又は相手方の外に該当営業秘密に関する秘密維持命令を受けた者がいる場合には、その者に直ちに秘密維持命令の取消し裁判をした事

実を知らせなければならない。

第 92 条の 9(訴訟記録閲覧等の請求通知等) ①秘密維持命令が下された訴訟(全ての秘密維持命令が取消された訴訟は除く)に関する訴訟記録に対して、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項による閲覧等の制限決定がある場合であって、該当訴訟で秘密維持命令を受けなかった者が閲覧等が可能な当事者のためにその秘密記載部分の閲覧等の請求手続きをした時には、法院書記官、法院事務官、法院主査又は法院主査補(以下この条で“法院事務官”という)は、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項によって閲覧等の制限申請をした当事者(その閲覧等の請求をした者は除く。以下第 3 項で同じ)にその請求直後にその閲覧等の請求があったという事実を知らせなければならない。

②第 1 項の場合に法院事務官等は、第 1 項の請求があった日から 2 週間が経つまでその請求手続きを行った者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧等をするようにしてはならない。この場合、その請求手続きを行った者に対する秘密維持命令申請がその期間内に行われた場合には、その申請に対する裁判が確定される時点までその請求手続きを行った者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧等をするようにしてはならない。

③ 第 2 項は、第 1 項の閲覧等の請求をした者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧等をするようにすることに対して「民事訴訟法」第 163 条第 1 項によって閲覧等の制限申請をした当事者全ての同意がある場合には適用されない。

第 10 章 罰 則

第 93 条(侵害罪) ①商標権又は専用使用権の侵害行為をした者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。

第 94 条(偽証罪) ①本法の規定によって宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して虚偽の陳述・鑑定又は通訳をしたときには、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の規定による罪を犯した者がその事件の商標登録の可否決定又は審決の確定前に自首したときには、その刑を減輕又は免除することができる。

第 95 条(虚偽表示の罪) 第 91 条の規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 96 条(詐偽行為の罪) 詐偽その他不正な行為で商標登録・指定商品の追加登録・商標権の存続期間更新登録・商品分類転換登録又は審決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 96 条の 2(秘密維持命令違反罪) ①国内外で正当な事由なしに第 92 条の 7 第 1 項による秘密維持命令に違反した者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は、秘密維持命令を申請した者の告訴がなければ公訴を提起することができない。

第 97 条(両罰規定) 法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人または

個人の業務に関して第 93 条、第 95 条または第 96 条のいずれか一つに該当する違反行為を行ったならば、その行為者を罰する外にその法人には次の各号のいずれか一つに該当する罰金刑を、その個人には該当条文の罰金刑を科する。但し、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、この限りでない。

1. 第 93 条の場合：3 億ウォン以下の罰金
2. 第 95 条または第 96 条の場合：6 千万ウォン以下の罰金

第 97 条の 2(没収) ①第 93 条の規定による商標権又は専用使用権の侵害行為に提供されたりその侵害行為によって生じた商標・包装又は商品(以下この項で“侵害物”という)とその侵害物製作に主に使用するために提供された製作用具又は材料は、これを没収する。

②第 1 項の規定にかかわらず商品がその機能及び外観を害さず商標又は包装と容易に分離することができる場合には、その商品はこれを没収しないことができる。

第 98 条(過怠料) ①次の各号の 1 に該当する者は、50 万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 「民事訴訟法」第 299 条第 2 項及び同法第 367 条の規定によって宣誓をした者として、特許審判院に対して虚偽の陳述をした者

2. 特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して書類その他物の提出又は提示の命令を受けた者として、正当な理由なしにその命令に応じなかった者

3. 特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として召喚された者として、正当な理由なしに召喚に応じなかったり宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者

②第 1 項の規定による過怠料は、大統領令が定めるところによって特許庁長が賦課・徴収する。

③削除

④削除

⑤削除

附 則

第 1 条(施行日) 本法は、1990 年 9 月 1 日から施行する。

第 2 条(一般的経過措置) 本法は、附則第 3 条乃至第 8 条に特別に規定した場合を除き、本法の施行前に発生した事項にも適用する。但し、従前の規定によって発生した効力に関しては影響を及ぼさない。

第 3 条(補正却下に関する経過措置) 本法の施行前にした補正に関しては、従前の規定による。

第 4 条(商標登録出願等に関する経過措置) 本法の施行前にした商標登録出願・商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に関する審査及び拒絶査定に対する抗告審判は、従前の規定による。

第 5 条(商標権の存続期間更新登録の効力に関する経過措置) 本法の施行前に従前の規定によって登録された商標として、本法によって商標権の存続期間が更新登録された場合には、その登録商標は本法によって登録されたものと見なす。

第6条(使用権の効力に関する経過措置) 本法の施行前に従前の規定によって登録された使用権の効力は、従前の規定による。

第7条(登録商標の審判等に関する経過措置) ①本法の施行前にした商標登録出願・商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願によって登録された登録商標の無効審判及び権利範囲確認審判に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。但し、第71条第1項本文後段及び第72条第1項本文後段の規定による請求の場合には、この限りでない。

②本法の施行前に請求した商標登録の取消審判に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。

③本法の施行前に従前の規定によって登録した使用権登録の取消審判に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。但し、第74条第3項の規定による請求の場合には、この限りでない。

第8条(審判の手續・費用及び損害賠償等に関する経過措置) 本法の施行前に請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手續・費用及び損害賠償等は、従前の規定による。

附 則 [1993. 3. 6]

第1条(施行日) 本法は公布した日から施行する。

第2条乃至第5条 省略

附 則 [1993. 12. 10]

①(施行日) 本法は、1994年1月1日から施行する。

②(商標登録出願等に関する経過措置) 本法の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に関する審査及び拒絶査定に対する抗告審判は、従前の規定による。

③(商標登録料等の返還期間に関する経過措置) 本法の施行前に錯誤によって納付された商標登録料及び手数料の返還に対しては、従前の規定による。

④(登録商標の審判等に関する経過措置) 本法の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願によって登録された登録商標に対する審判・抗告審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。

附 則 [1995. 1. 5]

第1条(施行日) 本法は、1998年3月1日から施行する。

第2条(係属中の事件に関する経過措置) ①本法の施行前に審判が請求されたり、拒絶査定又は補正却下の決定に対する抗告審判が請求され係属中の事件は、本法によって特許審判院に審判が請求され係属中のものと見なす。

②本法の施行前に審決に対する抗告審判が請求されたり審判請求書の却下決定に対する即時抗告が請求され係属中の事件は、本法によって特許法院に訴えが提起され係属中のものと見なす。

第3条(不服を提起することができる事件等に関する経過措置) ①本法の施行当時、審判の審決、審判請求書の却下決定、拒絶査定又は審査官の補正却下決定が送達された事件として従前の規定による抗告審判所に不服

をしなかったものに対しては、本法施行日から 30 日以内に、審判の審決と審判請求書の却下決定に対しては第 86 条第 2 項の規定によって準用される特許法第

186 条第 1 項の規定による訴えを提起することができ、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定に対しては、第 70 条の 2 又は第 70 条の 3 の規定による審判を請求することができる。但し、本法の施行当時、既に従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

②本法の施行当時、抗告審判の審決、抗告審判請求書の却下決定、抗告審判官の補正却下決定が送達された事件として大法院に不服をしなかったものに対しては、本法施行日から 30 日以内に大法院に不服をすることができる。但し、本法の施行当時、既に従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

③本法の施行前に大法院に不服が提起され係属中の事件及び第 2 項の規定によって不服が提起される事件は、本法によって大法院に係属中であつたり提起されたものと見なす。

第 4 条(再審事件に関する経過措置) 附則第 2 条及び附則第 3 条の規定は、係属中の再審事件に関してこれを準用する。

第 5 条(書類の移管等) ①特許庁長は、附則第 2 条第 1 項(附則第 4 条の規定によって準用される場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許審判院長に移管しなければならない。

②特許庁長は、附則第 2 条第 2 項(附則第 4 条の規定によって準用される場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許法院長に移管しなければならない。この場合、書類の移管等に関して必要な事項は、大法院規則で定める。

附 則 [1995. 12. 29]

本法は 1996 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 [1997. 4. 10]

第 1 条(施行日) 本法は 1997 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条乃至第 5 条 省略

附 則 [1997. 8. 22]

第 1 条(施行日) 本法は 1998 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条(商標登録出願等に関する経過措置) 本法の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に関する審査及び拒絶査定に対する審判に対しては、従前の規定による。

第 3 条(登録商標の審判等に関する経過措置) 本法の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願により登録された登録商標に対する審判、再審及び訴訟に対しては、従前の規定(第 73 条第 1 項第 1 号を除く。)による。

第 4 条(連合商標に関する経過措置) ①本法の施行前にした連合商標登録出願又は連合商標に関する商標権は、本法による商標登録出願又は商標権と見なす。

②本法の施行当時に係属中の無効審判又は取消審判として従前の第 11 条第 1 項又は第 3 項の違反を理由とするか第 54 条第 2 項の違反を理由とするものに対しては、従前の規定による。

第 5 条(商標登録の取消審判に関する経過措置) 本法の施行日から 3 年となる日まで第 73 条第 1 項第 3 号の規定によって請求された取消審判に対しては、第 73 条第 4 項の改正規定にかかわらず従前の規定による。

第 6 条(立体商標に関する経過措置) ①本法の施行前に立体商標を使用した商品を第 21 条第 1 項の規定による博覧会に出品した者が第 2 条の改正規定によって当該立体商標に対して商標登録出願をする場合には、本法の施行日をその商品の博覧会出品日と見なす。

②本法の施行前に第 20 条の規定による条約の当事国に立体商標を出願した者が第 2 条の改正規定によって当該立体商標に対して商標登録出願をする場合には、本法の施行日をその条約の当事国に出願した日とみなす。

附 則 [1998. 9. 23]

第 1 条(施行日) この法は、1999 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条乃至第 5 条

附 則 [2001. 2. 3]

①(施行日) この法は、2001 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 38 条の改正規定は公布した日から施行し、第 5 条の改正規定のうち国際出願に関する部分と第 86 条の 2 乃至第 86 条の 42 の改正規定は議定書が大韓民国に対して効力が発生する日から施行する。

②(損失補償請求権に対する適用例) 第 24 条の 2 の改正規定は、2001 年 7 月 1 日以後最初に提出される商標登録出願又は指定商品の追加登録出願から適用する。

③(商標登録出願等の審査等に関する経過措置) 本法施行前に行った商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に対する審査及び拒絶査定に対する審判・再審及び訴訟に対しては、従前の規定による。

④(登録商標の審判等に関する経過措置) 本法施行前に商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願による登録商標の審判・再審及び訴訟に対しては、従前の規定による。但し、2001 年 7 月 1 日以後第 73 条第 1 項第 1 号に関する商標登録の取消審判の請求・審判・再審及び訴訟をするにおいては、法律第 5355 号商標法のうち改正法律付則第 3 条の改正規定を適用する。

附 則 [2002. 1. 26 : 民事訴訟法]

①(施行日) この法は、2002 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 [2002. 12. 11]

この法は、公布後 5 ヶ月が経過した日から施行する。

附 則 [2004. 12. 31]

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

附 則 [2007. 01. 03]

第 1 条(施行日) この法は、公布した日から施行する。但し、第 2 条第 1 項第 1 号、第 5 条、第 7 条第 1 項乃至第 4 項、第 8 条第 5 項・第 6 項、第 9 条第 2 項、第 19 条、第 22 条の 2、第 22 条の 3、第 24 条第 3 項、第 25 条、第 33 条後段、第 38 条、第 46 条の 4 第 1 項第 5 号、第 56 条第 1 項第 2 号・第 3 号、第 57 条の 3、第 64 条第 2 項、第 64 条の 2 第 2 項但書き、第 77 条、第 86 条の 16 第 2 項、第 86 条の 17 第 4 項・第 5 項、第 86 条の 24 乃至第 86 条の 26、第 91 条の 2 第 4 項及び第 92 条但書きの改正規定は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(商標登録出願及び商標登録要件に関する適用例) ①第 2 条第 1 項第 1 号、第 7 条第 1 項第 13 号、第 9 条第 2 項、第 86 条の 16 第 2 項及び第 91 条の 2 第 4 項の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後最初に出願する商標登録出願または指定商品の追加登録出願から適用する。

②第 7 条第 4 項第 2 号の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後第 7 条第 1 項第 11 号に違反したことを事由に無効の審決が確定されたあと、その正当な出願人が出願する商標登録出願または指定商品の追加登録出願から適用する。

第 3 条(先出願に関する適用例) 第 8 条第 5 項及び第 6 項の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後第 73 条第 1 項第 3 号に該当するということを理由に商標登録の取消審判が請求される場合から適用する。

第 4 条(出願公告及び商標登録異議申立に関する適用例) 第 24 条第 3 項、第 25 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後出願公告された商標登録出願から適用する。

第 5 条(商標登録料等の返還に関する適用例) 第 38 条の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後最初に出願する商標登録出願から適用する。

第 6 条(商標分類転換登録申請の拒絶理由に関する適用例) 第 46 条の 4 第 1 項第 5 号の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後最初に申請する商品分類転換登録申請から適用する。

第 7 条(先使用による商標を継続して使用する権利に関する適用例) 第 57 条の 3 の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後最初に他人が商標登録出願をして登録される商標に対して先使用者が同改正規定の要件を備えた場合から適用する。

第 8 条(商品分類転換登録がない場合等の商標権の消滅に関する適用例) 第 64 条の 2 第 2 項但し書きの改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後最初に商品分類転換登録がなされる場合から適用する。

第 9 条(弁理士の報酬に関する適用例) 第 86 条第 2 項の改正規定は、この法施行後弁理士が訴訟を代理するものから適用する。

第 10 条(色彩・ホログラムまたは動作からなった商標の商標登録出願時条約による優先権主張等に関する特例) 第 20 条及び第 21 条を適用するにおいて色彩若しくは色彩の組合せのみからなった商標、ホログラムからなった商標または動作からなった商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その商標登録出願は第 20 条及び第 21 条の規定にかかわらず 2007 年 7 月 1 日に出願したものとみなす。

1. 2007年7月1日以前に第20条の規定による当事国に商標登録出願をしたあと2007年7月1日以後同条第2項の規定に従い大韓民国に商標登録出願した場合

2. 2007年7月1日以前に第21条第1項各号のいずれか一つに該当する博覧会に商品を出品したあと2007年7月1日以後同条の規定に従いその出品した商品に使用した商標を商標登録出願した場合

第11条(商標登録出願及び商標登録要件に関する経過措置) ①2007年7月1日以前にした商標登録出願または指定商品の追加登録出願に対する審査及び拒絶決定に対する審判・再審及び訴訟に対しては、第7条第1項第12号及び第12号の2の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

②2007年7月1日以前にした出願に従い登録され、又は登録される商標の審判・再審及び訴訟に対しては、第7条第1項第12号及び第12号の2の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

附 則[2007.05.17]

第1条(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(登録料等の返還に関する適用例) 第38条第3項の改正規定は、この法施行当時従前の規定による返還期間が経過していない登録料と手数料に対しても適用する。

付 則(政府組織法)〈第8852号、2008.2.29〉

第1条(施行日) この法は公布した日から施行する。但し、…〈省略〉…、付則第6条により改正される法律のうち、この法の施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日より施行する。

第2条から第5条まで 省略

第6条(他の法律の改正) ①から〈744〉まで 省略

〈745〉商標法の一部を下記の通り改正する。

第9条第1項第7号、第10条第1項前段、第34条第3項、第37条第2項・第3項、第43条第4項、第89条第2項のうち“産業資源部令”を各々“知識経済部令”にし、第9条第2項、第10条第1項後段、第22条の3第3項、第34条の2第2項、第46条の2第1項本文、第46条の4第1項第2号、第86条の3第2項、第86条の4第1項、同条第2項第7号、第86条の6第1項、第86条の7第2項、第86条の8第2項、第86条の9第2項、第86条の12、第86条の16第3項前段、第86条の17第4項第5号、第86条の23、第86条の25、第86条の27、第86条の28第2項のうち“産業資源部令”を各々“知識経済部令”にする。

第22条の2第3項のうち“農林部長官又は海洋水産部長官”を“農林水産食品部長官”にする。

〈746〉から〈760〉まで 省略

第7条 省略

付 則〈第9230号、2008.12.26〉

この法は公布した日から施行する。

付 則<第 9678 号、2009.05.21>

- ①(施行日) この法は、2009年7月1日から施行する。
- ②(商標登録料の補填に関する適用例) 第36条の2第3項の改正規定は、この法施行後最初に商標登録料を補填するものから適用する。

付 則<第 9987 号、2010.01.27>

- 第1条(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。
- 第2条(商標登録要件に関する適用例) 第7条の改正規定は、この法施行後最初に出願する商標登録出願または指定商品の追加登録出願から適用する。
- 第3条(職権による補正などに関する適用例) 第24条の3の改正規定は、この法施行後最初に出願公告決定するものから適用する。
- 第4条(商標登録料に関する適用例) 第34条の改正規定は、この法施行後最初に商標登録出願するか存続期間更新登録申請するものから適用する。
- 第5条(商標登録料などの返還に関する適用例) 第38条の改正規定は、この法施行当時審査中の商標登録出願に対しても適用する。
- 第6条(一般的経過措置) この法施行当時従前の規定により出願された商標登録出願、指定商品の追加登録出願及び存続期間更新登録出願に関しては、従前の規定による。

付 則<第 10012 号、2010.2.4>(電子政府法)

- 第1条(施行日) この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。〈ただし書省略〉
- 第2条から第4条まで 省略
- 第5条(他の法律の改訂) ①から⑨まで 省略
- ⑩商標法の一部を次のように改正する。
- 第88条第1項第3号中“「電子政府具現のための行政業務などの電子化促進に関する法律」第30条”を“「電子政府法」第32条第2項”にする。
- ⑪から⑮まで 省略
- 第6条 省略

付 則 <第 10358 号、2010.6.8>

この法は、公布した日から施行する。

付 則<法律第 10811 号、2011.6.30>

第1条(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。但し、第7条第1項第7号の2・第8号の2・第9号の2・第16号・第17号及び同条第5項、第8条第7項第1号・第8項第1号、第51条第2項第2号・第3号、第66条第2項第1号・第2号・第4号及び第97条の2第1項の改正規定は、「大韓民国とヨーロッパ連合及びその会員国間の自由貿易協定」が発効する日から施行する。

第2条(商標登録要件に関する適用例) 第7条第1項第7号の2・第8号の2・第9号の2・第16号・第17号及び同条第5項の改正規定は、同改正規定施行後最初に商標登録出願又は指定商品の追加登録出願するものから適用する。

第3条(先出願に関する適用例) 第8条第7項第1号及び第8項第1号の改正規定は同改正規定施行後最初に商標登録出願又は指定商品の追加登録出願するものから適用する。

第4条(没収に関する適用例) 第97条の2第1項の改正規定は、同改正規定施行後最初に発生した侵害行為から適用する。

第5条(一般的経過措置) この法施行当時従前の規定によって出願された商標登録出願及び登録商標に関しては、従前の規定による。

付 則<法律第11113号、2011.12.02>

第1条(施行日) この法は「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効する日から施行する。

第2条(商標登録出願及び商標登録要件等に関する適用例) 第2条、第3条の2、第3条の3、第7条、第9条、第9条の2第1項、第12条第10項、第17条の2、第19条、第23条第1項第4号、第6号から第8号まで、第51条、第52条、第54条、第55条、第71条第1項第1号(第23条第1項第4号から第8号までの規定に関する部分だけ該当する)、第73条、第76条、第86条の4、第86条の16及び第86条の17の改正規定は、この法施行後最初に出願する商標登録出願又は指定商品の追加登録出願から適用する。

第3条(専用使用権登録の効力等に関する適用例) 第56条及び第58条の改正規定は、この法施行後設定・移転・変更・消滅又は処分が制限される専用使用権から適用する。

第4条(権利侵害に対する禁止請求権、法廷損害賠償の請求及び秘密維持命令等に関する適用例) 第65条、第67条の2及び第92条の7から第92条の9までの改正規定は、この法施行後最初に商標権又は専用使用権の侵害に関する訴が提起されたものから適用する。

第5条(審判請求書等の補正に関する適用例) 第77条の2第2項及び第79条の改正規定は、この法施行後最初に審判を請求するものから適用する。

第6条(音・におい等からなつた商標の商標登録出願及び証明標章登録出願時条約による優先権主張等に関する特例) 第20条及び第21条を適用する時に第2条第1項第1号ウ目の改正規定による音・におい等からなつた商標登録出願又は第2条第1項第4号の改正規定による証明標章登録出願が、次の各号のいずれか一つに該当すれば、その商標登録出願又は証明標章登録出願は、第20条及び第21条にかかわらずこの法施行日に出願したものとみる。

1. この法施行日前に第20条による当事国に商標登録出願又は証明標章登録出願をした後、この法施行日以後同条第2項によって大韓民国に商標登録出願又は証明標章登録出願した場合
2. この法施行日前に第21条第1項各号のいずれか一つに該当する博覧会に商品を出品した後、この法施行日以後同条によってその出品した商品に使用した商標を商標登録出願又は証明標章登録出願した場合

第7条(一般的経過措置) この法施行当時従前の規定によって出願された商標登録出願に対しては、従前の規定による。

付 則<種子産業法、法律第 11458 号、2012.6.1>

第1条(施行日) この法は、公布後1年が経過した日から施行する。

第2条から第4条まで 省略

第5条(他の法律の改正) ①から④まで 省略

⑤ 商標法一部を次のように改正する。

第7条第1項第15号中“種子産業法”第111条”を“植物新品種保護法”第109条”にする。

⑥及び⑦ 省略

第6条 省略

付 則<法律第 11690 号、2013.3.23>(政府組織法)

第1条(施行日) ①この法は、公布した日から施行する。

②省略

第2条から第5条まで 省略

第6条(他の法律の改正) ①から<457>まで 省略

<458>商標法一部を次のように改正する。

第5条の25第3項、第5条の26第1項、同条第4項前段、同条第6項、第5条の27第1項・第4項、第5条の28第3項、第5条の29第4項、第9条第1項第7号、同条第2項・第3項、第10条第1項前段及び後段、第22条の3第3項、第34条第3項、第34条の2第2項、第36条の2第3項、第37条第2項・第3項、第43条第4項、第46条の2第1項本文、第46条の4第1項第2号、第86条の3第2項、第86条の4第1項、同条第2項第7号、第86条の6第1項、第86条の7第2項、第86条の8第2項、第86条の9第2項、第86条の12、第86条の16第3項前段、第86条の17第4項第5号、第86条の23第1項、第86条の25、第86条の27第1項、第86条の28第2項、第89条第2項及び第92条第1項・第2項・第4項・第5項中“知識経済部令”をそれぞれ“産業通商資源部令”にする。

第22条の2第3項中“農林水産食品部長官”を“農林畜産食品部長官または海洋水産部長官”にする。

<459>から <710>まで省略

第7条省略

付 則<法律第 11747 号、2013.4.5>

第1条(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第5条第1項及び第2項の改正規定は2013年7月1日から施行する。

第2条(専門機関指定の取消し等に関する適用例) 第22条の3第2項の改正規定は、この法施行後業務停止処分に対する事前通知をするものから適用する。

第3条(一般的経過措置) この法施行前に行った商標登録出願に対しては、従前の規定による。

第4条(禁治産者等に対する経過措置) 第5条第1項の改正規定による被成年後見人及び被限定後見人には、法

律第 10429 号民法一部改正法律付則第 2 条によって禁治産又は限定治産宣告の効力が維持される者を含むものとみる。

第 5 条(不使用取消し審判請求に関する経過措置) この法施行前に第 73 条第 1 項第 3 号を理由として商標登録取消し審判を請求した者に対して、は第 8 条の改正規定にかかわらず従前の規定による。

付 則<法律第 11962 号、2013.7.30>(弁理士法)

第 1 条(施行日) この法は公布後 6 ヶ月が経過した日より施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条から第 9 条まで省略。

第 10 条(他の法律の改正) ①及び②省略。

③商標法一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項 第 2 号、第 25 条第 2 項第 1 号の 2、第 46 条の 2 第 2 項第 2 号、第 77 条の 2 第 1 項第 2 号、第 77 条の 25 第 2 項第 3 号、及び第 79 条第 1 項第 1 号の 2 中“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

④から⑥まで省略。

付 則<法律第 12751 号、2014.6.11>

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。

第 2 条(商標登録の要件等に関する適用例) 第 6 条第 2 項、第 7 条第 1 項第 10 号・第 18 号、第 53 条第 2 項及び第 73 条第 1 項第 7 号の改正規定はこの法の施行後、最初に出願する商標登録出願または指定商品の追加登録出願から適用する。

付 則<法律第 13848 号、2016.1.27>

第 1 条(施行日) この法は公布後、3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(拒絶決定または補正却下決定が取消された場合の適用例) 第 38 条第 1 項第 3 号の改正規定は、この法施行後の最初に拒絶決定または補正却下決定が取消された審判請求から適用する。

第 3 条(審判請求が決定として却下された場合の適用例) 第 38 条第 1 項第 4 号の改正規定は、この法施行後の最初に却下決定が確定された審判請求から適用する。

第 4 条(参加申請を取下げた場合の適用例) 第 38 条第 1 項第 5 号の改正規定は、この法施行後の最初に取下げた参加申請から適用する。

第 5 条(参加申請が決定として拒否された場合の適用例) 第 38 条第 1 項第 6 号の改正規定は、この法施行後の最初に参加申請が決定として拒否された参加申請から適用する。

第 6 条(審判請求を取下げた場合の適用例)第 38 条第 1 項第 7 号の改正規定は、この法施行後の最初に取下げた審判請求から適用する。